

2015年3月9日(月)午前 第2回会議

委員会副議長兼報告者(スーダン)が会期を開会

議事項目 1: 役員選出

委員会は、Kanda Vajrabhaya(タイ)を第59回会期議長に選出

議長は、第1回会議で、副議長として、Carlos Enrique Garcia Gonzalez 閣下(エルサルヴァドル)、Mr. Mohamed Elbahi(スーダン)、Ms. Pille Kesler(エストニア)及びMs.Christine Low(スイス)を第58回・59回会期の副議長に選出したことを想起した。

委員会は、Ruben Xamora 閣下(エルサルヴァドル)を Carlos Enrique Garcia Gonzalez 閣下(エルサルヴァドル)に代わって、第59回会期の副議長に選出した。

議事項目 2: 議事及びその他の組織上の問題の採択

委員会は、暫定議事(E/CN.6/2015/1)を採択し、会期中に必要なさらなる調整が行われるとの理解の下で、その作業組織(E/CN.6/2015/1/Add.1)を承認した。

委員会は、高官ラウンドテーブルの議長概要とパネル討論の司会者の概要が会期の報告書と国連ウィメンのウェブサイトには反映されることで合意した。

議事項目 3: 第4回世界女性会議及び「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ

開会ステートメント

1. Kanda Vajrabhaya 委員会議長: 今日の高官の参画が、女性のエンパワーメントとジェンダー平等への世界的公約の証拠である。私たちは行動を起こすためにここに集まった。本会期は、「北京行動綱領」の実施の見直しと評価に捧げられる。本会期は、残る課題と新しい課題を明らかにし、ポスト2015年の開発アジェンダを通して、ジェンダー平等を強化する方法を調べることになる。

「北京+20」の見直しは、世界中で、または地域レベルで起こっている。本日の対話は、この問題に閣僚レベルで対処し、女性の権利に対する政治的意思を繰り返し述べる機会である。代表団は、前進の道に重点を置かなければならない。ジェンダーに基づく差別と暴力を撤廃する方法及びいたるところで女性と女兒をエンパワーする方法を含め、ある問題には応える必要がある。討議は、こういった問題に実際的で明確な答えを提供しなければならない。委員会がジェンダー平等を主導するその役割において、さらなるエネルギーを与えられることを保障することも極めて重要である。私たちは、女性と女兒がジェンダー・エンパワーメントの牽引者であり、行為者であり、受益者であり、女性と女兒の誰一人として取り残されてはならないことを保障する必要がある、この目的に向けて努力を強化するようすべての利害関係者に要請する。

2. 潘基文国連事務総長: 世界が「北京宣言と行動綱領」の20周年を記す時、2015年は、ジェンダー平等の大義を推進する重要な年である。もし新しい開発アジェンダが、真に変革的なものでなければならぬとするならば、女性とその中心にいななければならない。女性が栄えれば、私たちみんなが栄える。もし女兒が引き止められるならば、全世界が苦痛を感じる。女性は、経済危機、気候変動のインパクト、紛争によって引き起こされる強制移動、迫害及びその他の課題から、不相応に苦しみを受けている。極端主義グループは、悪意を持って組織的に女兒と女性を攻撃し続けており、国際社会は、その怒りを援助、サーヴィス、支援、正義に変えるべきである。

女性は重荷を負う。女性が代価を払う。しかし女性は単なる被害者ではなく、進歩の担い手である。エンパワーされた女性と女兒は、成長の最高の牽引者であり、和解の最高の

希望であり、若者の急進化と暴力のサイクルの繰り返しに対する最高の調停者である。北京会議から重要な進歩が遂げられてきたが、進歩は依然として受容しがたいほどに遅く、私たちが得たものは不可逆性のものではない。国際社会は、2030年までに50対50の目標を追い求めるべきである。女性グループ、特に第一線にいる人権擁護者と密接に協力するよう各国政府に要請し、思考様式を変える際の男性の重要な役割を認めるよう利害関係者に要請する。もし50%の人々がその完全な可能性に気づくことができないならば、世界はその目標の100%を決して実現できないであろう。

3. Sam Kutesa(ウガンダ)総会議長: ジェンダー平等とエンパワーメントのアジェンダの推進は、依然として私の任期中の重要な優先事項である。3月6日の高官テーマ別討議中に、国家と政府の長は、「ミレニアム開発目標」の状況のみならず、北京でなされた誓約の実施の促進への公約を確認した。女兒の教育、労働参加及び保健ケアのような重要な領域において遂げられた進歩は、元気づけられるものであった。しかし、女性と女兒に対する高いレベルの暴力、貸付へのアクセスの欠如及び政治的意思決定の役割からの排除は、社会のあらゆる部分の参画を備えることによって説明責任を強化し、構造的欠陥に対処する助けとなるので、依然としてポスト2015年のアジェンダの新しい枠組みで対処されなければならない課題である。特に男性と男児は、世界が女性を問題への平等な参加者に変えるために手を携える時、ジェンダー固定観念を打ち砕くためにより積極的に活動するべきである。

4. Pascale Boistard(フランス)、女性の権利国務長官・3月の安全保障理事会議長: 女性に関する重要な会議の周年が集まることは、なされた公約を果たすことに関する共通の緊急感を表明する機会である。安全保障理事会議長が委員会で演説するのはこれが初めてであるが、安全保障理事会は、平和維持、平和構築及び国際平和と安全保障に対するその他の課題に対処する際に女性をかかわらせる決議を次々に採択してきた。

女性・平和・安全保障のアジェンダは進歩してきており、昨年理事会は初めてのミッション長を任命した。こういった制度的・規範的变化は、依然として理事会の現地訪問のテーマである。何百万人もの女性が、意思決定とサービスへのアクセスから排除されており、極端主義者のみならず、自然災害と人的災害の被害者である。紛争中の女性に対する暴力に対処するには、国家と社会の共通の努力が必要である。国連は、平和維持メカニズム内のジェンダー格差に対処し、性的虐待をなくすために活動するべきであり、仲裁と指導の役割への女性の任命を要請する。変化は一人一人の個人の内部から始まるべきであり、国家は、女性・平和・安全保障のアジェンダを推進するために、さらなる資金とエネルギーを公約するべきである。

5. Oh Joon 経済社会理事会副理事長・韓国国連代表部大使: 理事会の欠くべからざるメンバーとして、委員会は、ジェンダー平等の異なった側面を統合することにより、ポスト2015年の開発アジェンダを推進するための理事会の作業に貢献してきた。最近の経済社会理事会の強化の状況で、婦人の地位委員会を含めたその制度のより幅広い作業が整備されてきた。2015年には、理事会は、「持続可能な開発への移行を管理する: 何が必要か」というテーマの下で、新しい開発枠組への移行を支援することに重点を置くことになる。理事会の主催の下に開かれる「高官政治フォーラム」も、その移行の重要な側面に対処することになる。

婦人の地位委員会は、今年の経済社会理事会のテーマに重点を置き、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの観点から実体的インプットを提供することにより、この移行に大いに貢献してくださるものと信じている。統一したプラットフォームとして作用する理事会システムは、変革的で普遍的なポスト2015年のアジェンダを定め、規範と事業との間の関連性を強化することによって重要となるであろう。

6. Helen Clark 国連開発計画(UNDP)総裁: ジェンダー平等は、持続可能な開発の牽引力であるのみならず、人権である。国連開発システムは、「北京行動綱領」を具体的行動に変えるために活動してきた。とりわけこれは、食糧の安全保障、教育、性と生殖に関する健康及び環境的持続可能性への女性の参画を推進することを意味する。前進の大きな一歩は、国連ウィメンの創設であった。国連システム調整事務局長理事会は、すべての女性と女兒とその人権を推進するために開発と平和を推進するようすべての各国政府に要請してきた。経済社会理事会の第 59 回会期は、「未完成の仕事」のみならず、1995 年以來に遂げた業績を反映することであろう。大きな目標は、女性が性と生殖に関する健康と教育に完全にアクセスし、公的生活に完全に参画し、自分自身の生活において重要な選択をすることができることを保障することによってなければならない。

7. Lydia Alpizar 開発における女性の権利協会事務局長: この集まりは、宗教、人種または性的指向に関わりなく、すべての女性の飽くことのない、情け容赦のない作業を祝う機会を提供している。毎日のヘッドラインの陰で命を懸けている人たちのみならず、もはや生きてはいない権利のパイオニアたちを記念することも重要である。政治的排除、ジェンダー偏見及び政策の欠陥のすべてが構造的差別をなくすために対処されなければならない。極端主義、気候変動、多国籍企業の経済的優位、意見を異にする人たちの犯罪化が、女性に対して新しい、危険な脅威を提起している。

女性と女兒の人権の達成には、資金の適切な配分のみならず、なされた公約の完全な再確認が必要である。資金は明確にある。問題は女性に対するその再配分である。性的権利・健康権は、国際的交渉における取引を有利に進める材料として用いられてはならず、文化と伝統が差別を覆い隠すものとなってはならない。重要な前提条件は、女性の権利擁護者の統合された保護である。

8. Alaa Murabit リビア女性の声代表・国連ウィメン世界市民社会諮問委員会委員: 私の世代はしばしば「じれったがり」と呼ばれている。しかし、私は「熱意にある」という用語の方がいい、つまり、すべての人権が尊重される意思決定構造への移行に熱意があるということである。北京の人々は、私の世代に、唯一の前進の道は粘り強さと革新を通る道であることを教えてくれた。ここ数年にわたって、若者はその声を聴いてもらうことを要求してきたが、これが、前例がない程にメディアによって増幅されている。

和平交渉のテーブルに着くことを認められる代価は銃のように思え、女性たちは毎日、そのガイダンスが絶えず必要とされる先駆者たちによって敷かれた土台に基づいて、武器を持たずに危険地帯で働いている。エンパワーメントと平等のメッセージはそれを伝える声が届くところまでしか伝わらない。次世代には楽しみに待つものを与えましょう。

9. Patricia B. Licuanan 閣下 フィリピン高等教育委員会委員長(基調講演): 北京+20。本当に北京から約 20 年経ったのでしょうか? 私は、1995 年 9 月 15 日の早朝(正確に言えば午前 4 時 45 分)に主要委員会で、「北京行動綱領」案が最終的に採択された時のことをよく覚えています。その時、最終コンセンサスの幸福感を通して、「綱領」を実施するという困難な責務のために、私自身とその他の人々の中で、できる限り私の「北京」を「大きく」育てようという個人的な誓いを立てました。20 年後、私は未だにあの「北京」の足跡を「大きく」抱いており、進歩を祝い、格差を認め、新たに出現する問題を明らかにし、「綱領」への私たちの公約を再確認し、実施のための革新的戦略を求めて、北京+20 の厳しい見直しのプロセスが、私たちが未来の課題に直面する時、「北京」の精神を呼び戻し、強化するよう願っております。

1995 年に北京で開催された国連第 4 回世界女性会議(FWCW)の意義を理解することが重要です。FWCW は、リオでの「環境開発会議」(1992 年)、ウィーンでの「人権会議」(1993 年)、カイロでの「人口開発会議」(1994 年)、コペンハーゲンでの「社会開発会議」(1995 年)のような、10 年間の国連会議に基づき、そこでなされた公約を支持しました。FWCW

は、例えば、貧困の女性化、経済参画、保健、教育、政治参画、人権の問題のように、依然として有効であり、未だに取り組む必要のある、「国連婦人の 10 年」中に提起されたなじみ深い分野をカバーし、昔からの問題を強化しました。これらいわゆる「古い領域」が、どのように依然として今日の主要な問題のままであるかを見て心を打たれます。

しかし、最も重要なのは、私的な家庭内の問題から公共政策のレベルにまで問題を高め、文化や伝統の名の下で以前は正当化されていた行為を含めるために定義を拡大した女性に対する暴力、女性の労働を認め、これを測定するための方法論の開発を要請し、これを国内勘定に反映させる女性の無償労働、人権としての女性の権利とその人権の一部としての女性の性と生殖に関する権利、差別の問題に対処し、あらゆる形態の虐待と差別からの保護を求める女児の権利、脆弱なグループとして認め、その権利を確保する、単なる女性移動者とは区別された女性移動労働者のような領域で、北京が新天地を拓いたことです。

北京会議の最も顕著な特徴は、その高い参加という特徴です。会議のための準備には、国内・地域・世界レベルでの複雑な協議プロセスが含まれました。あらゆるレベルでの基盤の広い関心とかかわりは間違いありませんでした。緊張がないわけではありませんでしたが、このプロセス全体を通じた NGO とのパートナーシップは比類のないものでした。会議とその準備の公式プロセスにおいても非公式プロセスにおいても、意思決定は参加型で、非階層的でした。そして、中国で、約 20 年前に、約 5 万人の人々が、北京での FWCW と懐柔県での NGO フォーラムに参加したものと見積もられています。

北京及びそれ以降から学んだ教訓はたくさんあります。その 2,3 を皆様と分かち合いたいと思います。

教訓#1: いろいろなことが変わりました。一つの例を挙げますと、北京の準備中に、重大問題領域の 1 つとして、女性と環境が提案されていたとき、共通の反応は、「ジェンダーが環境とどういう関係があるの?」というものでした。最近、アジア太平洋(ESCAP)の北京+20 の見直しのための経済社会理事会で、かなりの数の国のステートメントには、環境、気候変動、災害、及び環境保護と災害管理における女性の役割が含まれていました。

教訓#2: いろいろなことが変わりませんでした。性と生殖に関する健康と権利のような北京での論争の問題は、未だに今日論争のある問題です。おそらく、北京での最も感情的な議論は、「性的指向」に関する議論でした。今日でも、性的指向とジェンダー・アイデンティティは、コンセンサス達成の可能性がほとんどない非常に論争の多い問題です。

教訓#3: 法律上の平等は必要ではありますが、事実上の平等のための十分な条件ではありません。ほとんどの国々は、差別的な法律を除去し、ジェンダー平等を推進する法律を制定していますが、事実上の平等が遅れているので、法律を変えることは、態度や行動を変えることより容易いことです。

教訓#4: 強力なジェンダー平等と女性のエンパワーメント機関が伴って初めてジェンダー主流化は効果を発揮できます。従って、ジェンダー主流化と共に、様々な団体や機関の GAD フォーカル・ポイントのみならず、女性の国内本部機構を強化する必要があります。

教訓#5: よいジェンダー別データは最も強力なツールです。公約と情熱は印象的ですが、ハード・データは、最も人を納得させるものです。データ制度を強化し、国内メカニズムのデータ能力を築く必要があります。

教訓#6: 同盟や有志は様々な形と規模で現れ、私たちにはそれらすべてが必要です。私たちは友人をつくり、パートナーシップを開発し、私たちの大義のためのチャンピオンを明らかにしなければなりません。

「北京」以来、私たちは様々な危機に直面しなければなりません。各国政府からの保守的バックラッシュにも直面してきました。国連の道徳的権威と効果が、深刻に問われてきました。国連会議への市民社会の参画が、著しく減少してきました。女性と子どもが悪影響を受けている大多数を占めている状態で、宗教的・民族的原理主義、増加する武力紛争、テロの台頭のような女性の生活にインパクトを与える大きな世界的傾向があります。

私たちは、富める者と貧しき者、女性と男性との間の不平等をさらに悪化させてきたグローバル化の暗黒の側面に直面しなければなりません。金融危機とそれが女性に与えるインパクトにも直面しなければなりません。津波、台風、洪水、ハリケーン、森林火災、地震にも直面してきました。私たちは生き延び、他の人々が生き延びるのを助け、その生活を再建してきました。しかし最も重要なのは、これらすべての危機を通して、私たちがその解決策の重要な一部であることに気づいていることです

そして今、私たちは未来を形成しなければなりません。私たちの積み上げてきた知恵の泉に頼らなければなりません。私たちの際限のない弾力性を頼りにしなければなりません。ニュー・テクノロジーを利用して、新しい戦略を見つけなければなりません。パートナーシップ、男性とのパートナーシップ、女性運動の内外にいる他の女性とのパートナーシップ、専門技術者や活動家とのパートナーシップ、主流の NGO 及びその他の社会運動とのパートナーシップを築き、育成し、強化しなければなりません。私たちのパートナーシップを国連と共に見直し、その改革における私たちの権利を主張すべきです。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための機関つまり国連ウィメンの創設に繋がった国連改革プロセスに積極的にかかわってきたのですから、私たちはその持続可能性と効果を継続して支援しなければなりません。そして、新しいポスト 2015 年の開発アジェンダにジェンダーを中心に据えなければなりません。

独自に活動することも必要です。一般的に言って、私たちの大義への公約は依然として強力ではありますが、失望、疲れ、退屈の瞬間もあったことを認めなければなりません。数年にわたって、女性活動家たちは、私たちの運動を強化する手助けをし、私たちが活動を続ける手助けをする超越的なもの、私たちの内部にある精神を省察し、彼らの生活の精神的側面に向かい始めています。賢明にも、私たちは、自分をケアし、育成しなければならないことを知っています。

「北京」の精神を再活性化する必要があります。私たちの代わりをするより若い女性を連れて来なければなりません。本日ここにいる大勢の若い女性を心から歓迎します。同時に、「北京」時代からの多くの旧友に会ってわくわくしています。私たちが未だにジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために活動していることを知って幸せです。私たちは信念を持って、この道にとどまっていなければなりません。なぜならば、もう一つの重要な教訓は、粘り強さと着実性が結局は報われるからです！

皆様、「北京」から 20 年のこの第 59 回 CSW で、平等、開発、平和のための行動と女性そして万人のためのより良い世界に再びコミットしましょう。

10. Song Xiuyan 閣下 中国国家評議会子ども女性国内作業委員会副委員長(第 4 回世界女性会議開催国代表として): 北京の成果は率直で広範な決定の産物であり、世界の女性運動の新しい道程表を表している。北京の成果は、女性の権利、参画、開発により健全な法的立場も提供している。実際、「宣言と綱領」は、依然として、女性の平等とエンパワーメントの最も重要な政策文書であり、実施の課題に対処する維持される努力を要請する。9 月 26 日に、中国と国連ウィメンは、習近平主席と潘基文事務総長が正式の招待状を送る高官会議を共同開催する。習主席は会議で演説するが、これは「北京宣言と行動綱領」の目標の達成に向けてさらに維持される行動を推進することを目的とするものであろう。

決議の採択

1. 第 4 回世界女性会議の 20 周年にあたっての政治宣言(E/CN.6/2015/L.1)
コンセンサスで決議案を採択

決議内容

われわれ、各国政府の閣僚及び代表者は、

「北京行動綱領」の実施の促進を確保し、ポスト 2015 年の開発アジェンダにおいて、持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面へのジェンダーの視点の統合のための機会を利用するのみならず、「北京行動綱領」の実施及びすべての人権と基本的自由の女性と女兒による完全かつ平等な享受並びにジェンダー平等と生涯を通じた女性と女兒のエンパワーメントの達成に悪影響を及ぼす現在の課題を含め、「北京宣言と行動綱領」¹及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果文書²の見直しと評価を行うために、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現に効果的に貢献するように、開発・経済・社会・環境・人道及び関連分野のすべての主要国連会議と首脳会合の準備、及び統合され、調整された実施とフォローアップにジェンダーの視点を確保するという公約をもって、1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議の 20 周年にあたり、ニューヨークでの婦人の地位委員会の第 59 回会期に参集し、

1. 「北京宣言と行動綱領」¹、第 23 回特別総会の成果文書²及び第 4 回世界女性会議の 10 周年、15 周年に関する婦人の地位委員会の宣言³を再確認する。

2. 「北京宣言と行動綱領」の実施及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁴の下での責務の成就が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成とその人権の実現において相互に補強し合うことを認め、「条約」とその「選択議定書」⁵の批准または加入を検討するよう、まだこれを行っていない国々に要請する。

3. 国内、地域、世界レベルでの一致した政策行動を通して、「北京宣言と行動綱領」の完全実施に向けて遂げられた進歩を歓迎し、その他のすべての利害関係者の貢献と見直しの成果に留意し、第 4 回世界女性会議の 20 周年の状況で、各国政府によって行われた見直し活動も歓迎し、2015 年 9 月 26 日に行われるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界指導者会合を楽しみに待つ。

4. 進歩が遅く不均衡であること、大きな格差が残っていること、特に構造的障害を含めた障害が、「行動綱領」の 12 の重大問題領域の実施に根強く続いていることに懸念を表明し、第 4 回世界女性会議から 20 年経っても、平等と女性と女兒のエンパワーメントを完全に達成した国はないこと、女性と男性、女兒と男児の間のかかなりの程度の不平等が世界的に根強く続いていること、及び大勢の女性と女兒が、その生涯を通して、重複し、重なり合う形態の差別、脆弱性及び周縁化を経験していることを認める。

5. 新たな課題が出現していることを認め、我々の政治的意思を再確認し、女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性に対する暴力、女性と武力紛争、女性と経済、権力と意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的メカニズム、女性の人権、女性とメディア、女性と環境及び女兒という 12 の重大問題領域すべてにおいて課題と残る実施の格差に取り組むことをしっかりと公約する。

6. 全ての女性と女兒のための法律、政策、戦略及びプログラム活動の強化された実施、あらゆるレベルでジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための制度的メカ

¹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

² 総会決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

³ 2005 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号及び訂正版(E/2005/27 及び Corr.1)、第 I 章、セクション A、及び経済社会理事会決定 2005/232 を参照。2010 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号及び訂正版(E/2010/27 及び Corr.1)、第 I 章、セクション A69 及び経済社会理事会決定 2010/232 も参照。

⁴ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

⁵ 同上、第 2131 巻、第 20378 号。

ニズムに対する強化された支援、差別的な規範とジェンダー固定観念の変革と女性の建設的役割と貢献を認め、女性と女兒に対する差別を撤廃する社会規範と慣行の推進、達成された進歩に基づき、政府開発援助が「行動綱領」の実施に貢献するために効果的に用いられるための国内資金の動員と配分及び政府開発援助におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントをますます優先することを含め、あらゆる財源からの資金の動員を通して、資金の格差を埋めるためのかなり増額された投資、既存の公約の実施に対する強化された説明責任、及び強化された能力開発、データ収集、監視と評価及び情報コミュニケーション技術へのアクセスと利用を通して、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果文書の完全で、効果的で、促進された実施を確保するさらに具体的な行動を取ることを誓う。

7. 「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的实施は、「ミレニアム開発目標」の未完成的仕事を達成し、その他のインプットが総会の第 69 回会期での政府間折衝プロセスにおいても、ポスト 2015 年の開発アジェンダへのジェンダーの視点の統合を通して検討されるであろうことを認めつつ、ポスト 2015 年の開発アジェンダに持続可能な開発目標を統合するための主要な基礎となる、「持続可能な開発目標に関する無期限作業部会」がその報告書で提案しているように、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーすることに関する持続可能な開発目標を含め、ポスト 2015 年の開発アジェンダにおける変革的で包括的な取組を通して残る重要な課題に取り組むための基本であることを強調する。

8. 第 4 回世界女性会議と第 23 回特別総会の成果文書のフォローアップに対する婦人の地位委員会の主たる責任を再確認し、この点で、委員会のフォローアップ作業を想起し、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果文書の完全実施に基づいてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、国連システム内のジェンダー主流化を監視する際の委員会の触媒的役割も再確認する。

9. 「北京宣言と行動綱領」の実施の見直しと評価を支援して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際のジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の重要な役割及び加盟国を支援し、国連システムを調整し、あらゆるレベルの市民社会、民間セクター及びその他の関連利害関係者を支援する際に国連ウィメンが果たしている中心的役割を認め、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で、促進された実施及び組織的なジェンダー主流化、結果を生むための資金の動員及びデータと厳しい説明責任制度に関する進歩の監視を通して、国際・地域・国内・地方レベルでのその見直しと評価を支援し続けるよう、国連ウィメンと国連システムに要請する。

10. 「北京行動綱領」の実施への NGO と女性団体、地域社会を基盤とした団体を含めた市民社会による貢献を歓迎し、地方・国内・地域・世界レベルで、市民社会のための安全な環境を推進することを含め、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの推進に関わっている市民社会を支援し続けることを誓う。

11. ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に対する男性と男児の完全なかわりの重要性を認め、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施を達成する努力に男性と男児を完全にかかわらせる措置を取ることを公約する。

12. ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成のためにすべての利害関係者をかかわらせることを公約し、この点でその努力を強化するようすべての利害関係者に要請する。

13. それぞれの見直しサイクルで具体的結果を達成するために、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的实施を促進し達成するために、2015 年以降もあらゆる機会とプロセスを

利用することを公約し、2030年までにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの完全実現のために努力する。

議題紹介ステートメント

1. Phumile Mlabmbo-Ncguka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための事務次長・国連ウィメン事務局長: 国連ウィメンの作業の規範的側面に関して主に報告するが、北京での熱意と楽観主義に留意する。本日委員会によって採択された政治宣言は、市民社会の役割を歓迎し、ジェンダー不平等が無くなるのを2030年と確認することにより、前進の一步を踏み出した。新たに出現しつつある姿は非常に複雑であり、多くのことが成し遂げられたが、多くのことがやりがいのあるものであった。しかし、成功は深く根を下ろした不可逆的变化にはつながっていない。多くの国々で法律が可決され、憲法は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に従って改正されたが、そういった法律の多くが実施されていない。固定観念が多くの場所で変わっておらず、これがそういった法律がもたらすことのできる確実性を覆している。

国連ウィメンの最近の報告書は、もっとうまく対処されなければならない紛争と環境危機のような女性が直面している重複する課題を示している。主要な目標は、簡単に測定できる変化とより複雑な変化の両方に取り組むことである。私たちは、新しい変革的開発アジェンダ内で作業することになるが、実体的変化は、このアジェンダの最初の5年以内に達成されなければならない。私たちには緊急の行動とより強力な政治的公約が必要である。人権は相互依存的で不可分であり、男性は政治的にも親としての家庭においてもパートナーでなければならない。男性と男児が家父長制を崩す鍵である。これはとりわけ、早期結婚に「ノー」と言うことを意味する。一人の国家の長または一人の学生指導者の大胆で勇敢な行為が遠くにまで及ぶ効果を与えることができよう。私たちは経済を女性のためになるものにしなければならない。女性をエンパワーすることは国をエンパワーすることになる。

見直しは、無償労働の重荷を減らす必要性を述べている。ジェンダー平等を達成した国はなく、この点で特別措置とクォータ制が重要である。私たちはジェンダー資金提供の格差を埋めるためにかなり投資を増やさなければならない。女性のニーズのさらなる明確化にもかかわらず、投資の少なさが依然として大きな課題である。政府開発援助(ODA)は、女性を支援することに向けられるべきである。任命され代表が女性と女兒に対してもっと責任をもつこと、より良いデータとより効果的な国内のジェンダー平等本部機構を要請する。私たちのモットーは依然として「女性の権利は人権である」であるが、その権利が未だに多くの国々で損なわれている。性と生殖に関する権利と教育へのアクセスを含めた人権なくしては、意味のある平等はないであろう。

2. 林陽子女子差別撤廃委員会議長: 委員会は「宣言」と「綱領」の実施において努力を惜しんでいない。188の締約国を持ち、「条約」は相互に補強し合う文書に対して主な法的枠組を提供している。昨年総会決議に沿って、委員会は締約国の報告の重荷を削減することを決定した。あらゆる形の女性差別は、委員会の懸念の源であったが、委員会は死亡率と多様な分野への女性の参画における進歩も述べた。

国際社会がポスト2015年の開発アジェンダを採択する準備をしている時、ジェンダー平等の確保なくしては持続可能な開発は達成できないことに留意することが重要である。新しい開発アジェンダが、「条約」に根を下ろして、持続可能な開発が国々の選択の問題ではなく、人権の普遍性に基づくものであることを確認することにむけて長い道のりを進むことになる。

一般討論

Susan Shabangu 南アフリカ女性大臣(G77/中国を代表)、Mashaair Ahmed Elamin Aldawalab スーダン福祉社会保障大臣(アフリカ諸国グループを代表)、Marite Seile ラトヴ

ィア教育大臣(欧州連合並びに候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア及び安定・プロセス協会・候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにジョージアを代表)、Cecilia Vaca エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、Jennifer Webster グァイアナ人権サーヴィス・社会保障大臣(カリブ海共同体を代表)、Sosefo Fe' Ao Vakata トング内務大臣(太平洋小島嶼開発途上国を代表)、Paricia Kaliati マラウイ ジェンダー・子ども・障害者・社会福祉大臣(南部アフリカ開発共同体を代表)、Linda Goulart ブラジル女性政策国務政務官(MERCOSUE を代表)、Lourdes Xitumul グアテマラ女性の地位向上大臣(中米統合システムを代表)、Dato Abdul Ghafar Ismail ブルネイ・ダルサラーム(東南アジア諸国連合を代表)、Shahindokht Molaverdi イラン・イスラム共和国女性・家族問題大統領政務官、Roxana baldeitti グアテマラ大統領政務官、Aja Isatou Njie-saidy ガンビア女性課題大統領政務官・大臣、Inonge Wina ザンビア大統領政務官、Yongyuth Yuthavong タイ副大臣、Famira Milieva キルギスタン総理大臣政務官、Hala Mohamed Hasan Jaber Alansari バーレーン女性最高評議会事務総長、Asa Regner スウェーデン子ども・高齢者・ジェンダー平等大臣、Susan Shabangu 南アフリカ大統領府女性担当大臣、Aurelia Frick リヒテンシュタイン外務大臣、Patricia Licuanan フィリピン高等教育委員会委員長、Song Xiuyan 中国国家評議会国家子ども・女性委員会副委員長、Manuela Schwesig ドイツ家族問題・高齢者・女性・青年担当大臣、Manu Sareen デンマーク子ども・ジェンダー平等・統合・社会問題大臣、Hijran Huseynova アゼルバイジャン家族・女性・子ども問題国家委員会委員長、Lydia Mutsch ルクセンブルグ機会均等担当大臣、Delma Thomas グレナダ社会開発・住居・地域社会開発担当大臣、Makibi Kadidiatou Dandobi ニジェール人口・女性の地位向上・子ども保護担当大臣、Ms. Boistard フランス女性の権利担当国務長官、Helena Dalli マルタ社会対話・消費者問題・市民の自由担当大臣、Slejandra Mora コスタリカ女性課題大臣、Louise Upton ニュージーランド女性課題大臣、Melanie S. Griffin パハマ社会サーヴィス・地域社会開発担当大臣、Teresa Amarelle Boue キューバ国会議員・キューバ女性連盟事務総長、Alejandrina German Mejia ドミニカ共和国女性課題大臣、Tolofuaivalelei Falemoe Leiataua サモア女性・地域社会・社会開発担当大臣、Ing Kantha Phavi カンボディア女性課題大臣、Rosy Sofia Akbar フィジー女性・子ども・貧困緩和担当大臣、Pham Thi Hai Chuyen ヴェトナム労働・肢体不自由者・社会問題担当大臣、Cidalia Manuel Chauque Oliveira モザンビーク ジェンダー・子ども・社会サーヴィス担当大臣、Nana Oye Lithur ガーナ ジェンダー・子ども・社会保護担当大臣、Xenebu Tadesse エチオピア女性・子ども・青少年問題担当大臣、Kim Heejung 韓国ジェンダー平等・家族担当大臣、ZinabMaina ナイジェリア女性課題大臣、Ms. Vica エクアドル社会開発担当大臣、Yohana Susana Yembise インドネシア女性のエンパワーメント・子ども保護担当大臣、Mounia Meslem Siamer アルジェリア国家連帯・家族・女性の地位担当大臣、Aandrea Falconer ジャマイカ無任所大臣、Ana Aminta Madrid Apaz ホンデュラス国内女性機関担当大臣、Filomena Delgado アンゴラ家族・女性推進担当大臣、Claudia Pascual チリ女性課題大臣、Rassima Hakkaoui モロッコ連帯・女性・家族・社会開発担当大臣、Virginia Velasco Condori ボリヴィア多民族国家司法大臣、Sosefo Fe' Ao Vakata トング内務大臣

3月10日(火)午前 第3回会議

議事項目3(継続)

(a) 重大問題領域の戦略目標と行動の実施と「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の実施のさらなる行動とイニシャティヴの見直しと評価(経済社会理事会決議2013/18に従って)

「ジェンダー平等・女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を実現するための今後の行動のための優先事項」と題する全体的テーマに関する平行閣僚ラウンド・テーブル

閣僚ラウンド・テーブルA: 経済を女性と女児のためになるものにする

開会ステートメント

Her Excellency Mashaair Ahmed Elamin Aldawalab スーダン福祉・社会保障連邦大臣・会議議長

司会者

Ms. Elizabeth Tang 国際家事労働者連盟会長

意見交換対話

参加委員国: 中国、ドイツ、韓国、ケニア、バングラデシュ、パキスタン、ドミニカ共和国、ベルギー

参加オブザーヴァー国: セルビア、アゼルバイジャン、カナダ、オーストラリア、英国、ハンガリー、ニュージーランド、ペルー、南アフリカ、マリ、マルタ

議長概要

1. 2015年3月10日に、婦人の地位委員会は、全体的テーマ「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女児の人権を実現するための今後の行動のための優先事項」の下で、「経済を女性と女児のためになるものにする」というテーマで、閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルへの参加者たちは、「北京宣言と行動綱領」の実施を促進するために、女性のための経済領域における現在の課題と女性と女児のための経済的平等達成への前進の道に重点を置いた。

2. スーダンの福祉・社会保障連邦大臣である Mashaair Ahmed Elamin Aldawalab がラウンド・テーブルの議長を務め、国際家事労働者連盟の事務総長である Elizabeth Tang が司会者を務めた。会議は、議長と司会者による簡潔な導入で始まった。19の国連加盟国からの閣僚と高官がラウンド・テーブルに参加した。

女性の経済的エンパワーメントに対する障害に対処する

3. すべての参加者は、ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントが国の優先事項を構成することを確認した。参加者たちは、女性の労働力への参入と良好な経済的・社会的成果との間の強い関連性とその結果として女性がディーセント・ワークにアクセスする必要性を認めた。しかし、参加者たちは、経済的領域における女性と女児の進歩を継続して妨げているいくつかの重要な課題も明らかにした。

4. 参加者たちによれば、女性の経済的エンパワーメントに対する主要な障害は、女性の仕事へのアクセスとその職場での権利に悪影響を及ぼす制限的な社会的規範と制度に根がある構造的不平等であった。多くの参加者たちが提起した一つの特別な懸念は、家事労働とケア労働の不平等な分かち合いであった。無償労働の重荷が、継続して不相応に女性によって担われていた。閣僚たちは、より良いワーク・ライフ・バランスとケア責任の共有、特に男女間の育児ケアの共有を支援する政策の必要性を強調し、この点での好事例を挙げた。有償の育児休業、柔軟な労働取り決め、国の助成金と給付、料金が手頃な育児ケアが、この問題に対処するための方法として述べられた。父親が育児休業を取る時の例えば給付やボーナスを通して、家庭責任を共有するよう男性を奨励する対象を絞ったイニシアティブも述べられた。

5. 参加者たちは、女性の経済的エンパワーメントに対する主要な障害として、ジェンダー賃金格差を認めた。女性はしばしば、正規・非正規経済の最も報酬の少ない最も保護の少ないセグメントに依然として閉じ込められており、これがジェンダー賃金格差の根強さを

助長していた。参加者たちは、女性の教育へのアクセスを改善する際のかなりの進歩を歓迎したが、この進歩が女性の十分な経済的エンパワーメントにはなっていなかった。従って、閣僚たちは、民間セクターにおいても、公共セクターにおいても、上級管理職レベルで女性は継続して数が少ないことを懸念していた。参加者の中には、企業の役員会への女性の義務的クォータ制を含め、トップの意思決定構造への女性の参画を増やすための努力を述べた者もあった。

6. 参加者の中には、不相応に女性から成り立っている非正規労働の条件を改善する際の課題を強調した者もあった。発言者たちは、非正規経済で働いている女性が、貧困の中で暮らし、社会保護へのアクセスを欠いており、その経済的・社会的権利を実現できないことを指摘した。その労働条件が規制されていないので、非正規セクターの労働者は、しばしば、救済策へのアクセスがほとんどない、または全くない状態で、搾取と暴力を受けている。参加者たちは、職場での女性の権利を保護する際の労働法と制度の重要な役割及びそのような保護と給付を非正規経済で働いている女性にまで拡大する努力の重要な役割を強調した。

資源、市場、経済的機会への女性のアクセスを高める

7. 参加者たちは、女性の経済的エンパワーメントが、土地、資源、テクノロジー及び農業インプットへのアクセスと所有権における広がったジェンダー格差によって抑えられていると述べた。アクセスにおけるそのような格差は、近年の経済・金融危機と環境災害のようなショックによってさらに悪化し、複雑になっていた。女性労働者と起業家は、輸出にかなりの価値を持つ生産網を含め、市場へのアクセスにおける障害にも直面していた。このような格差をいくらかでも是正するために、発言者たちは、耕作できる農地の一部を特に女性に当てるといったような対象を絞った努力のみならず、生産資源一般への女性のアクセスを高めることを目的とする法律と政策の例を提供した。

8. 国々の中には、女性のために公共セクターの雇用機会を生み出すことが、優先事項であるところもあった。参加者たちが公共セクターへの女性のかかわりと公共セクターのための調達を増やす成功した戦略として、調達手続きを含めたアフーマティヴ・アクションの例を挙げて、公共セクターでの女性の経済的機会を増やす努力も払われていた。

9. 参加者たちは、伝統的に男性支配であったセクターへの女性の参画を増やすことの重要性を認め、科学・工学・技術セクターに特に注意を引いた。参加者たちは、このような産業で女性のための技術・職業訓練への投資を要請した。

10. 閣僚たちは、女性の経済的エンパワーメントを推進する戦略として、女性の起業を支援することの重要性を強調した。正規の貸付と生産資産へのアクセスの改善、女性が所有する事業のための税の優遇策の創設、女性の農業生産の支援及び事業関連の訓練機会の提供を含め、いくつかの措置が述べられた。場合によっては、このような措置が、職業訓練に参加する親のための育児給付と結び付けられた。参加者たちは、公・民パートナーシップを奨励するイニシャティヴのみならず、女性の起業を育成することを目的とする指導ネットワーク創設の重要性も強調した。

機能的な経済政策環境を確保する

11. 参加者たちは、2007年と2008年の世界経済・金融危機の後に制定されたマクロ経済政策と公共セクター改革のジェンダー配慮の欠如を論じた。発言者たちは、緊縮措置がしばしば社会サービスと雇用を国家に頼っている女性に、一層大きなインパクトを与えたと述べ、経済政策策定におけるそのような不均衡に一層注意を払う必要性を強調した。さら

に、参加者たちは、国内総生産を上げることに狭い重点を置くことが、経済が看過され、それによって女性労働者や起業家への支援を制限する際にさらなる不平等を助長すると述べた。

12. マクロ経済政策に関連して、参加者たちは、インフラへの投資のジェンダーに特化したインパクトと従ってジェンダーに対応したインフラ政策の必要性も述べた。電化への投資が、女性たちが水運びや薪集めをする代わりに所得創出活動に関わる時間を配分できるようにするための鍵として引用された。輸送の欠如は、女性が雇用機会にアクセスすることに対するもう一つの障害であった。従って、女性の経済的エンパワーメントには、インフラ・輸送政策においてジェンダーの視点への一層の注意が必要であった。

13. 経済を女性のためになるものにするために注意が必要な追加の領域は、マクロ経済政策がジェンダー平等を支持することを保障するためのジェンダーに対応した予算編成と国内企画プロセスであった。ジェンダー平等のための国内行動計画が、そのような努力を推進するために効果的に利用できよう。参加者たちは、ジェンダーに対応した経済政策策定を特徴づけるために、性別データの重要性に関して合意した。

閣僚ラウンド・テーブルB

ジェンダー平等と女性の両エンパワーメントに投資する

開会ステートメント

Her Excellency Marina Kaljurand エストニア外務副大臣・会議議長
司会者

Ms. Amina Mohamed, ポスト 2015 年開発企画事務総長特別顧問

意見交換対話

参加委員国: タイ、スーダン、パラグアイ、ガーナ、イラン、インドネシア、エジプト、インド、スペイン、ウルグアイ

参加オブザーヴァー国: ヴェトナム、ナイジェリア、ニカラグア、スウェーデン、セネガル、アイルランド、エリトリア、パプアニューギニア、モザンビーク、フィリピン、フィジー、パラオ、モンゴル、南アフリカ

議長概要

1. 2015 年 3 月 10 日に、婦人の地位委員会は、全体的テーマ「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を実現するための今後の行動の優先事項」の下で、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに投資する」というテーマで閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルの参加者たちは、「北京宣言と行動綱領」の実施を促進するためにジェンダー平等のために資金提供する際の現在の課題と前進の道に重点を置いた。

2. ラウンド・テーブルは、エストニアの外務副大臣 Martina Kaljurand が議長を務め、ポスト 2015 年の開発企画に関する特別顧問 Amina Mohammed が司会を務めた。総計 25 名の閣僚と高官がラウンド・テーブルに参加した。

ジェンダー平等への投資を増やす戦略

3. すべての参加者は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資の重要性を確認した。多くの参加者が、「北京宣言と行動綱領」の実施における残る格差について懸念を表明し、全員が、完全に効果的な実施を確保するために、ジェンダー平等のための資金調達

と投資の増額を要請した。参加者たちは、ポスト 2015 年の開発アジェンダの状況で、ジェンダー平等への投資を増額することの特別な重要性を強調した。

4. 参加者たちは、ジェンダー平等に向けたそのような資金の適切で効果的配分のために国内資金の動員の重要性を強調した。政府の企画と予算編成プロセスにおけるジェンダー平等の主流化と制度化が、緊急の優先事項であると考えられた。多くの参加者は、ジェンダーに対応した予算編成が、ジェンダー平等の公約を実施するための増額された資金調達という結果となった効果的戦略であることを報告した。参加者たちは、そのような進歩を達成する際の財務省・企画省の重要な役割を強調した。国内レベルでも、地方レベルでも、ジェンダーに配慮した予算編成を強化する戦略には、あらゆるレベルの予算でのジェンダー問題の定期的分析、予算支出の監査及び公共支出がジェンダー平等に与えるインパクトの評価が含まれた。参加者たちは、女性を差別しない累進課税措置の重要性も強調した。参加者たちによれば、ジェンダーに対応した予算を作成する政府機関の技術的能力を強化するさらなる努力が必要とされた。ジェンダー平等政策の効果的な企画、予算編成及び実施を可能にするためには、ジェンダー平等、企画及び資金調達に対して責任を有する政府部局全体にわたって、より強力な共働が必要とされた。

5. 参加者の中には、例えば、公開予算と予算監査、ジェンダー分析及び政策インパクト評価を通して、公共支出の監視を強化する必要性に注意を引いた者もあった。参加者たちは、性別データの収集、普及及び利用のための増額された資金、調整及び能力開発の必要性を強調した。参加者たちは、世界ジェンダー指標に従って、中央機関がデータを収集することを勧告した。政府のプログラムを監視し、監督を提供する際に市民社会が果たすことのできる役割の例が提供された。参加者たちは、国家間のみならず、地方レベルから国内レベルまでのプログラムとイニシアティブの規模拡大を促進するために、好事例の分かち合いを奨励した。

6. 参加者たちは、南北強力、特に ODA を通して、ジェンダー平等の公約に応える際に、国々を支援するための開発協力の重要性を強調した。参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを対象とするドナーの援助公約の総額に良好な傾向があったが、女性と女兒にとっての重大領域、特にその経済的エンパワーメントと女性に対する暴力根絶にかなりの資金提供格差が残っていた。資金提供がそのような格差に対処することを保障するために、参加者たちは、重要なセクターにおける資金の配分のみならず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに配分される ODA の総額を監視するための強化された能力開発、技術支援及び包括的システムを要請した。この点で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)を含めた国連システムによる開発途上国へのさらなる支援の要請があった。参加者たちは、ドナーの説明責任を強調して、すべてのドナー支援が、国内の開発優先事項、計画及び戦略に沿うべきであることを強調した。発言者たちは、経験と好事例の分かち合いを促進する際に、南南協力と三者協力の新たな役割を認めた。

7. 参加者たちは、公共セクターとのパートナーシップを含め、ジェンダー平等のための投資を支援する際の民間セクターの役割にも注意を引いた。参加者の中には、民間セクターが、ジェンダー平等に関する国の優先事項に完全に沿う必要性を述べ、民間セクターがジェンダー平等に対する透明性と説明責任の原則を守ることの重要性を強調した者もあった。参加者たちは、提唱者としての、またサーヴィス提供の際の市民社会団体の役割を強調し、重要な意思決定プロセスへのその参画が強化されるべきであると述べた。

機能的な政策と法的環境

8. 根強い格差に対処するためのジェンダー平等政策と戦略の開発と完全実施が、優先事項

として明らかにされた。参加者たちは、そのような枠組みが、国内レベルでジェンダー平等の優先事項を詳細に説明し、それらを政策と企画、監視と説明責任メカニズムにつなげる際に有用であり、その実施に十分に資金が提供される必要があると述べた。ジェンダー平等のための国内メカニズムは、結果を生むために明確なマンデートと適切な資金と強化された能力の必要性を強調した参加者もあり、特に重要であると考えられた。参加者たちは、ジェンダー平等を追求するための国内本部機構と密接に協働して活動するために、主要省庁を含めたその他の政府機関の必要性を認めた。参加者たちは、ジェンダー平等政策と国内開発戦略との間のより良い整合性の必要性も強調した。

9. 参加者の中には、多くの国々で、差別的または不適切な法律がジェンダー不平等を克服する際の主要な障害となっていると述べた者もあった。税制改革、予算法の変更、女性の参画のためのクォータ制の増加、義務的予算の配分及び憲法と家族法の良好な改正を含めた好事例の中には分かち合われたものもあった。

今後の優先的行動

10. 優先的行動の中には、ジェンダー平等のための資金調達の領域で、「北京宣言と行動綱領」の実施を促進するために明らかにされたものもあった。すべての参加者は、公約と実施との間の格差を埋めるために各国政府は増額された資金が必要であることで一致した。閣僚たちは、資金はジェンダー平等と女性のエンパワーメントに重点を置くべきであるが、母子家庭、紛争状況の女性及び農山漁村女性が特に強調されるべきであると述べた。

11. 資金作りの機会には、累進課税政策と基本的な公共サービスと社会保護の提供のようなジェンダー平等を確保するための優先行動へのそれら資金の効率的配分を通じた政府の行動が含まれた。閣僚たちは、女性と女兒のためにそのような結果を生むジェンダーに対応した計画と予算を開発し、実施する能力を高める必要性を明らかにした。同様に、性別データの収集と利用を通じた公共支出とプログラムのインパクトを監視するメカニズムの強化が、優先領域として明らかにされた。

12. 参加者たちは、ドナーがその ODA の公約に応え、援助の配分が重要な格差領域を対象とし、国内の開発優先事項、計画及び戦略に沿うものであることを保障する必要性を強調した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための援助配分に関する情報は、利用でき、アクセスできるものにされるべきである。参加者たちは、ドナーと国連機関が、継続して、ジェンダーに配慮した政策、計画及び予算の制度化のために国々に技術的支援を提供するべきであることを強調した。ポスト 2015 年の開発枠組を予想して、参加者たちは、すべてのセクターが多様な利害関係者のパートナーシップを築くことにより、ジェンダー不平等に対処するために協力するようすべての行為者に要請した。

閣僚ラウンド・テーブル C

ジェンダー平等を達成するために政治と公的生活を変革する

開会ステートメント

Her Excellency Yanira Argueta エルサルヴァドル女性課題大臣、会議議長

司会者

Her Excellency Aminata Toure、セネガル元首相

意見交換対話

参加委員国: ジャマイカ、キューバ、ブラジル、エクアドル、ベルギー、日本、ジョージア、エストニア

参加オブザーヴァー国: カザフスタン、アルメニア、ルクセンブルグ、アルジェリア、チリ、サモア、フランス、メキシコ、モザンビーク、リヒテンシュタイン、イラク、アイスランド、ポーランド、トンガ、ナウル、コスタリカ、モロッコ、アルゼンチン、スロヴェニア、欧州連合

議長概要

1. 2015年3月10日に、婦人の地位委員会は、全体的なテーマ「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女児の人権を実現するための今後の行動の優先事項」の下で、「ジェンダー平等を達成するために政策と公的生活を変革する」というテーマで閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルの参加者たちは、意思決定と「北京宣言と行動綱領」の実施を促進する前進の道への女性の参画を高める際の課題に重点を置いた。

2. ラウンド・テーブルは、エルサルヴァドルの女性開発機関のディレクターである Vanira Argueta が議長を務め、セネガルの元首相 Aminata Toure が司会を務めた。総計 29 名の閣僚と高官がラウンド・テーブルに参加した。

女性の参画を強化し、政治的意思から始める

3. 参加者たちは、意思決定とリーダーシップにおいてジェンダー平等を達成するための制度的変革の重要性を確認した。参加者たちは、ジェンダー平等を確保するためには政治的意思が必要であることを認め、公約と宣言には女性の参画とリーダーシップを高める行動とメカニズムが伴わなければならないと述べた。

4. 参加者の中には、女性の政治的機会を高めるための主要なメカニズムとして、クオータ制を含めた一時的特別措置の利用に関してコメントした者もあった。選挙制度改革、より透明性のある選挙の奨励と独立した選挙委員会の設立の確保、クオータ法に従わなかったことに対する財政的懲罰を含めた制裁の適用のようなその他の措置によって補われる時、クオータ制は最もうまく作用するが、議会における女性の高い割合は、一つにはクオータ制の実施によるものであった。参加者たちは、女性の選挙運動の資金調達も討議した。

5. 参加者の中には、女性のリーダーシップと企業の役員会、労働組合及び企業協会を含めた他の機関や団体への参画の重要性について述べた者もあった。クオータ制は、女性が企業の役員会の少なくとも 30% を占めていることを要求する国々もある状態で、女性の存在を確保する効果的方法と見られていた。

6. 候補者リストの勝つことのできる地位に女性を戦略的に据え、政党資金でその候補者を支援することにより女性の参画を増やすことを保障する必要性のように、政党の役割が討議された。参加者の中には、政党の内部機能のさらなる透明性、構造を通じたより組織的なジェンダー平等の推進、政党の指導者がジェンダー平等問題の訓練を受ける必要性を指摘した者もあった。選挙で選ばれる地位に全く女性がおらず、またはかなり数が少ない国々では、女性の選挙の見込みを高めるために、憲法改正が検討されつつあった。男性と女性の同数に向けて活動する傾向が高まっている国々もあった。

7. クオータ制の実施に加えて、参加者たちは、女性の選挙と政治への参画の重要性に関して意識啓発キャンペーンを行う必要性を提起した。ジェンダー平等を推進するために男性と男児と協力することの重要性も強調された。参加者の中には、女性の間の連帯を強化する必要性を強調した者もあった。

8. 参加者たちは、政治に参画する女性の能力を築く必要性も強調した。普遍的な教育政策と女性の経済的エンパワーメントの重要性が強調された。参加者たちは、政府のあらゆる

レベルで女性の政治的スキルを高め、準国家的レベルで女性のリーダーシップのための奨励策を生み出す必要性を述べた。

9. 草の根レベルの女性団体の役割が、政治における女性の関心とアクティヴィズムを育成する際に強調されたが、女性の参画を高めるという公約に対して政府に責任を持たせる際にも強調された。参加者たちは、進歩と後退を監視するための指標と統計を開発する必要性を強調した。

10. 参加者の中には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含め、国際条約に署名し、批准し、国の憲法に書かれているジェンダー平等が優先事項となることを保障する必要性を述べた者もあった。ジェンダー平等のための国内戦略と行動計画を開発し、実施し、こういった行動に対する責任条項に同意するというテーマも討議された。

制度を変革し、機能的環境を醸成する

11. ジェンダー平等を達成するための政治制度の変革は、「行動綱領」の実施を促進するための優先事項として認められた。変革された制度には、指導的地位を含め、あらゆるレベルでの男女の平等な参画が必要であることで合意があった。ジェンダー・バランスの確保は、よりジェンダーに配慮した法律・政策・決定に向けた第一歩と考えられた。

12. 公的機関でジェンダー主流化戦略、ジェンダー予算編成を制度化し、ジェンダー監査を促進することは、機関がジェンダー平等問題に対処することを保障する際の重要な手段と考えられた。参加者たちは、公共セクター機関の作業にも民間セクター機関の作業にも、ジェンダー平等問題を組み入れるための目に見えるツールの開発の重要性を強調した。女性コーカス、委員会またはジェンダー・フォーカル・ポイントのネットワークのような専門のメカニズムは、ジェンダー主流化を根付かせるために極めて重要であると考えられ、健全なジェンダー分析、調査、性別データへのアクセスが必要とされた。

13. 参加者たちは、ジェンダー平等本部機構と市民社会団体のその他の利害関係者とのパートナーシップの重要性も述べた。ジェンダー主流化の触媒としてのジェンダー平等本部機構とそのマンデートの調整の役割を支援する必要性が強調された。女性の完全かつ効果的参画には、議会、政府及び女性の市民社会団体の間の連携が必要であるとの見解が表明された。このような団体は、ジェンダー平等行動と公約に対して政府に責任を持たせる際に成功してきた。国々の中には、進歩と後退とを測定し、監視するためのジェンダー観測所が設立されたところもあった。

14. しかし、制度的変革は、無償のケア労働に対する責任が男女間で分かち合われぬ限り達成されないことが広く認められた。多くの国々で、女性は、育児と家庭責任に不相応な量の時間を費やしていた。女性の有償労働を奨励し、普遍的な育児施設を提供することが、不平等を矯正する際に極めて重要であると考えられた。女性の経済的自立とディーセント・ワークと同一価値労働同一賃金の保証の重要性について合意があった。

15. 女性と男性が働く制度的環境に対処することも、ジェンダー平等を達成する際に重要であると考えられた。参加者の中には、セクシュアル・ハラスメントや差別のない環境で、男女がジェンダー平等の問題に関して協力することができることを保障する必要性を強調した者もあった。参加者の中には、女性の役割についての態度の上での障害に対処するためのパラダイム・シフトを要請した者もあった。参加者たちは、資源を管理できる指導的地位にある女性のロール・モデルを推進することに熱心であった。

包摂的な制度

16. 参加者たちは、女性は均一のグループではないことを強調した。最も周縁化された女性たちの参画を確保するために、参加者たちは、相談メカニズムを創設し、多様な女性をかかわらせる必要性を強調した。参加者たちは、女性の貧困と周縁化に対処することの重要性も強調し、クォータ制が重なり合う形態の差別を克服する際に有用であったと述べた。ジェンダー平等を提唱する若い女性の能力を築く重要性にも特に重点が置かれた。

17. ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーすることに関する提案されている持続可能な開発目標 5 の重要性とすべての持続可能な開発目標にジェンダー平等を組み入れる必要性が強調された。参加者たちは、持続可能な開発目標の実施とそれによってあらゆる領域とあらゆるレベルで女性の完全かつ平等な参画を確保するために、ジェンダー平等のための資金調達の問題を提起した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の役割がこのプロセスでの鍵として述べられた。

ラウンド・テーブル D

女性と女兒のための事実上の平等を実現するための説明責任

開会ステートメント

His Excellency Benno Battig スイス連邦外務省長官・会議議長

司会者

Ms. Elizabeth Broderick オーストラリア性差別連邦コミッショナー

意見交換対話

参加委員国: ベルギー、ジャマイカ、キューバ

参加オブザーヴァー国: バーレーン、ザンビア、モロッコ、マラウイ、ノルウェー、グアテマラ、ラトヴィア、マダガスカル、マリ、ギニア

議長概要

1. 2015 年 3 月 10 日に、婦人の地位委員会は、全体的テーマ「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を実現するための今後の行動のための優先事項」の下で、「女性と女兒のための事実上の平等を実現するための説明責任」というテーマに関する閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルへの参加者たちは、特に「北京宣言と行動綱領」の促進された実施を通して、ポスト 2015 年の開発アジェンダにおけるジェンダー平等の公約に対する説明責任と女性の人権の実現を確保することに関連する国内の経験、好事例及び課題を分かち合うことに重点を置いた。

2. スイスの連邦外務省の事務総長である Betto Battig がラウンド・テーブルの議長を務め、オーストラリアの性差別委員会の Elizabeth Broderick が司会者を務めた。16 の加盟国からの閣僚と高官が、意見交換対話に参加した。

ジェンダー平等のための国内・国際説明責任メカニズムを強化する

3. 効果的な国内説明責任メカニズムと機関が、国内的・国際的なジェンダー平等の公約の実施にとって極めて重要であるという強いコンセンサスが参加者たちの間にあった。参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、女性の人権を実現するためのセクターを横断する責任を監視し、監督するためのメカニズムとして、国内ジェンダー平等本部機構と国内人権機関の重要な役割に留意した。参加者の中には、平等・反差別オンブズマンのような独立した規制機関が、女性とその権利を主張し、侵害に対して救済

策を求める方法の例を挙げた者もあった。

4. しかし、多くの参加者たちは、政治的意思とジェンダー平等を推進するための機関とメカニズムが利用できる財源と人的資源の欠如についての懸念を表明した。参加者たちは、そのような機関とメカニズムが女性と女児のニーズに対応し、公約と責務に従うことを保障する力と権限を持つべきであることを強調した。多くの参加者たちは、ジェンダー平等に対して各国政府に責任をもたせ、女性の人権を推進する際に、女性の権利団体を含めた市民社会の重要な役割を強調した。

5. 発言者の中には、法律・政策・プログラムの立案に効果的に影響を及ぼすために、「北京行動綱領」と国際人権条約及びメカニズムを利用することの重要性を述べた者もあった。参加者たちは、女子差別撤廃委員会のような国際条約機関及び人権理事会の普遍的定期的レビューのような国際プロセスに通報することが、ジェンダー平等に対する政府の説明責任を強化することを認めた。市民社会のシャドー報告書並びに締約国の報告書に関する公開討論が、これら説明責任メカニズムの不可欠の側面として強調された。

説明責任の中心としての法律、政策及び監視

6. 参加者の中には、明確なターゲットと指標を定め、ジェンダー主流化を推進し、政府のあらゆる部分がジェンダー平等の達成に対して責任を有する効果的手段として定期的に監視されているジェンダー平等のための国内行動計画を強調した者もあった。参加者たちは、すべての国家行為者によるジェンダー平等に対する説明責任を確保する鍵として、ジェンダー平等本部機構と行政・立法・司法機関との間の強化された調整も明らかにした。参加者の中には、政府の遵守を評価するための議会事実確認ミッションを行うことにより、ジェンダー平等行動計画と公約の実施に対してすべての省庁に責任を持たせる際に、議会が果たすことのできる重要な役割に注意を引いた者もあった。国内行動計画を実施し、ジェンダー平等に対する説明責任を確保する際に、地方自治体の等しく重要な役割も参加者たちによって留意された。

7. 参加者たちは、ジェンダーの視点から予算配分の利用を追跡することができることの重要性とジェンダー平等行動計画と公約に従って、政府支出を監視する任務を負っている金融監督機関の重要な役割を強調した。国々の中には、ジェンダー平等を推進するために利用できる資金の効果的で効率的な配分と支出を支援するために国の予算サイクルにおけるジェンダーに対応した予算編成の利用を報告したところもあった。

8. 法律における根強い女性差別を、女性と女児によるその人権の享受に対する主要な障害として強調した発言者もあった。同時に、閣僚たちは、ジェンダー平等と被差別を保証するジェンダー平等法、憲法改正の導入または強化、女性の経済的エンパワーメントを推進するための政策と政治的、意思決定機関への女性の参画を高めるためのクォータ制の導入を含め、法的・政策的枠組を改革する際の進歩に関して報告した。発言者たちは、残るすべての差別的な法律は除去されなければならないことで合意した。

9. 参加者の中には、国内・地域・国際レベルで説明責任を推進するためのツールとして、通報と評価の重要性を強調した者もあった。ジェンダー平等と女性と女児の人権の実現に対して、真に説明責任を持つためには、法律、政策、プログラムのインパクトの絶え間ない見直しと評価が絶対に必要であることが留意された。見直しと評価を行うことにより、すべての女性と女児のために結果と利益を生むために、問題があきらかにされ、調整を行うことができよう。質の高いデータが、効果的に進歩を監視するために極めて重要であるとみなされ、その収集が優先事項でなければならぬ。

ジェンダー平等に対する民間セクターの説明責任を高める

10. 参加者の中には、ジェンダー平等に対する民間セクターの説明責任を確保することの重要性と民間セクターがジェンダー平等と女性によるその人権の享受に与えるインパクトを監視する必要性を強調した者もあった。一つの取組は、例えば、人権問題であることに加えて、ジェンダー平等の推進が企業のためになることもあることを強調することにより、民間セクターのための奨励策を生み出すことであった。

11. 参加者たちは、民間セクターにおける権力は歴史的に男性の手中にあったので、民間セクターの指導的地位における女性の数を増やす努力に男性をかかわらせることが極めて重要であることを強調した。一つのイニシアティブには、リーダーシップ・スキルを築く際に女性を支援し、特別なターゲットに向けて遂げられた進歩に関して公に報告するために、男性の主任の執行担当官にその影響力のある地位を利用するよう要請することが含まれた。参加者たちは、例えば、専門の議会監督委員会を設けることにより、民間セクターにもっと説明責任を持たせる際に議会が重要な役割を果たしてはどうかとも提案した。好事例は、上場会社の役員会に女性 40% のクオータを確立することであった。政府、市民社会及び民間セクターがかかわる多様な利害関係者の説明責任枠組も、民間セクターの説明責任を高めるための成功する手段として提案された。

12. 発言者たちは、民間会社の役員会への女性の参画を高めることに重点を置く民間セクター、市民社会、首相との間の正式の理解覚書の確立のような民間セクター内を含めた女性の人権の推進に対する説明責任を推進するための成功した協働パートナーシップの例を挙げた。説明責任を推進するための多様な利害関係者の協力イニシアティブには、地域の訓練と企業、教育機関及び地域・国内・地方レベルでのさまざまな政府の間の協定の策定を通して女性の経済的エンパワーメントと財政的独立を推進するプログラムとイニシアティブが含まれた。

徒医務ンインと*****

3月10日(火)午後 第4回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

Anne Waiguru ケニア自治拡大企画内閣政務官、Bayan Noori Tawfeeq イラク女性課題大臣、Kellie Leitch カナダ女性の地位担当大臣、Lorena Cruz Sanchez メキシコ国内女性機関会長、Julia Duncan-Cassell リベリア ジェンダー・子ども・社会保護大臣、宇都隆史日本外務政務官、Mariana Gras アルゼンチン女性国家評議会会長、Samira Merai Friaa テュニジア女性・家族・子ども担当大臣、Egyo Hardardottir アイスランド社会問題・住居大臣、Camara Sanaba Kaba ギニア社会行動・女性の地位向上・子ども担当大臣、Ana Baiardi Quesnel パラグアイ女性課題大臣、Bibiane Ouedraogo Boni ブルキナファソ女性の地位向上・ジェンダー担当大臣、Yves Rose Morquette ハイティ女性の地位大臣、Masha'er Ahmed Elamin Aldawalab スーダン福祉・社会保障連邦大臣、Dede Ahoefa Ekoue トーゴ社会行動・女性の地位向上・国内連帯担当大臣、Marcia Ramirez ニカラグア家族担当大臣、Marcela Huaita Alegre ペルー女性・脆弱な母集団大臣、Charmaine Scotty 教育・内務・土地管理担当大臣、Jet Bussemaker オランダ教育・文化・科学大臣、Sheikha Lateefah F. A.l-Sabah クウェート女性課題委員会大臣・会長 Bilony Nhamana Nantamba Nhasse ギニアビサウ女性・家族・社会統合大臣、Malgorzata Fuszara ポーランド総理府國務長官、Patricia Kaliati マラウィ ジェンダー・子ども・障害者・社会福祉大臣、Bijou Mushitu Kat コンゴ民主共和国ジェンダー・家族・幼児大臣、Sayeda Muzihgan Mustafawi アフガニスタン女性課題大臣代理、Godelieve Nininahazwe ブルンディ国内連帯・人権・ジェ

ンダー大臣、Wifried I. Emvula(ナミビア)、Benedetto Della Vedova イタリア外務国務長官、Teresa Morais ポルトガル議会問題・平等国務長官、Alexey Vovchenko ロシア連邦労働・社会保護副大臣、Serik Akhmetov カザフスタン大臣政務官・事務局長

宇都隆史外務政務官のステートメント: 日本政府を代表いたしまして、婦人の地位委員会議長 Ms. Vajrabhaya とビューローの皆様方にご就任を心よりお祝い申し上げたく存じます。

「北京宣言と行動綱領」の採択から 20 年が過ぎました。過去 20 年の間に、国連と国連加盟国を含め、多くの行為者が、希望と熱意を抱いて「行動綱領」を実施するために一生懸命作業を続けてまいり、ジェンダー平等な社会に向けて実体的進歩を遂げてまいりました。同時に、貧困、暴力、紛争、テロリズム及び女性から平等な社会的・経済的・政治的機会を奪う社会規範を含め、私たちが直面しなければならない多くの残る課題があります。「行動綱領」の実施を促進する必要性は一層高まっております。

北京+15 以来、日本は、2010 年の「第三次男女共同参画基本計画」に基づいて、包括的かつ組織的に、国内政策を策定し、実施してまいりました。例えば、女性に対する暴力を撤廃するために、私たちは、法律から始めて、夫婦間暴力からの保護、性的・暴力的要素を含む有害な情報からの青少年の保護、人身取引、その他のような領域で、計画を策定してまいりました。現在、私たちは、さらなる進歩を推進するために、「第四次男女共同参画基本計画」を策定する努力を高めております。

さらに、安倍首相の強力なリーダーシップの下で、女性が輝く社会を創造するために、日本は、女性の繁栄と能力開発への支援を、国内的にも、国際的にも、強化するために真剣に取り組んでいるところです。例えば、我が国政府は、中央政府、地方自治体及び民間の会社に、職場での女性の積極的参画を推進するための募集・昇格・訓練に関する行動計画を策定し、公表させるための法案を国会に提出いたしました。私たちは、包括的に女性のエンパワーメントを討議するために、東京で、8 月 28 日と 29 日に、「女性世界集会: WAW! 東京」を再び開催することも計画しております。

さらに、3 月 14 日から 18 日まで、「国連災害危険削減世界会議」が日本の仙台で開催されます。この会議では、災害危険削減における女性の参画とリーダーシップが討議されます。

私たちは、3 年にわたって、開発途上国に 30 億米ドルを寄付するという公約が、女性と女の子のためのより繁栄した未来に向けて芽を出し、成長する種の役割を果たすことを心より願っております。さらに、国連ウィメンへの私たちの寄付は、2 年前の寄付と比べて 10 倍に増えました。そして、国連ウィメン東京リエゾン事務所が、今夏開館いたします。日本は、これまで以上に国連ウィメンとの協力を強化することを楽しみにいたしております。

武力紛争中の女性に対する暴力の撤廃は、差し迫った問題であります。日本は、女性に対する暴力を決して許さず、ゼロ・トレランスの文化の建設に緊急の注意を要請したいと思います。私たちは、先月、南スーダン、中央アフリカ及びコンゴ民主共和国のような国々のプロジェクトを支援するために、国連ウィメンと武力紛争中の性的暴力に関する SRSG の専門家チームに、16 億米ドルを寄付することを決定いたしました。

対処されなければならない具体的アジェンダは、過去 20 年にわたって社会の変化に従って変わってきたかも知れません。しかし、「行動綱領」採択のこの周年にあたって、「北京宣言」の精神を想起し、皆様と共に、「北京行動綱領」の着実な実施において公約を新たにし、勇気をもちたいと思っております。

ご静聴、ありがとうございました。

答弁権行使

韓国: 第二次世界大戦中の「慰安婦」または韓国でいう「性奴隷」に関する日本のステートメントに応える。日本は歴史的事実を認めるべきであり、説明責任の必要性を強調する。もし長引けば、この問題は、被害者の悲しみとトラウマをさらに悪化させるであろう。従

って、日本は、最終的にこの問題を解決する具体的手段を取るべきである。被害者に安堵をもたらすもっと誠実で勇敢な立場を取るよう日本政府に要請する。

3月11日(水)午前 第5回会議

議事項目3(継続)

女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者ステートメント

Rashida Manjoo: 特別報告者は、主として法律と意識啓発及び能力開発活動を通して、各国政府が責務に応えようとして取った措置を調べてきた。ほとんどの国々は、女性に対する暴力の広がりや抑制しようとして措置を設置してきた。しかし、そういった努力にもかかわらず、そのような暴力は、依然として広がった現象で、起こる暴力を漸進的に撤廃していると主張できる国は一つもない。実際、大勢の女性の権利活動家は、この問題が増加しており、疫病的割合に達したと論じている。

特別報告者は、その2014年の人権理事会へのテーマ別報告書で、過去20年にわたる国連でのソフト・ローの開発を实地調査し、法律上の義務のない規範性の課題を批判的に分析してきた。女性に対する暴力に関して、国家行為者にも非国家行為者にも説明責任をもたせる明確に法的拘束力のある条約の欠如が、過去5年にわたって特別報告者のマンデートが明らかにしてきた課題の一つであり、国家は、人権を尊重し、保護し、人権責務を果たす責任に効果的に応える建設的手段を取らなければならない。特別報告者の考えでは、独自の普遍的監視機関を有する女性と女兒に対する暴力に関する国連国際条約の採択が、世界的に女性と女兒の保護に対して国家が責任をもつことを保障するであろう。

総会への2014年の報告書は、女性の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利と開発への権利の実現に対する障害として暴力の問題を扱った。女性に対する暴力は、しばしば、女性の市民権への権利の実現を妨げ、それによってその地域社会における完全な市民としての女性の参画、自立、働きを阻害している。女性に対する暴力に対応する際のジェンダー中立性への移行、根強い公・民の二分法、国家が女性に対する暴力を撤廃するために相当の注意義務をもって行動することができないことを含め、その他の課題が残っている。さらなる障害は、女性に対する暴力の根本原因と緊縮措置と削減を含めた金融危機に対処する革新的な救済策の欠如である。非占領地域で暮らしているパレスチナ女性の状況も懸念される。最後に、女性に対する暴力は、広く広がった人権侵害として認められているにもかかわらず、ポスト2015年の開発アジェンダに女性と女兒に対する暴力に関する独立した目標がないことには失望している。

一般討論(継続)

Baklai Temengil パラオ地域社会・文化問題大臣(太平洋島嶼国フォーラムを代表)、Delilah Gore パプアニューギニア宗教・青少年・地域社会開発担当大臣、Michaelia Cash オーストラリア女性首相補佐大臣・上院議員、Tangariki Reete キリバティ女性・青少年・社会問題担当大臣、Marie Therese Abena Ondoa カメルーン女性の地位向上・家族担当大臣、Nilam K.C. Khadka ネパール女性・子ども・社会福祉担当大臣、Anne Desiree Ouloto コーティヴオワール連帯・家族・女性・子ども担当大臣、Oumou Sangare Ba マリ女性・子ども・家族担当大臣、Mervat Tallawy エジプト国家女性協議会会長、Lindsay Northover 英国国際開発担当大臣、Rukia Isanga Nakadama ウガンダ ジェンダー・労働・社会開発国務大臣、Oda Gasingizwa ルワンダ ジェンダー・家族推進担当大臣、Oyundari Navaan-Yunden モンゴル外務副大臣、Susana Camarero Benitez スペイン保健・社会サービス・平等担当大臣政務官、Aodhan O Riordain アイルランド新地域社会・文化・平等担当国務大臣、Meher Afroze Chumki バングラデシュ女性子ども課題省国務大臣、Katalin Novak ハンガリー人間能力省家族・青年課題国務大臣、Elke Sleurs ベルギー万人のための機会均等・障害者・貧困との闘い担当国務長官、

Marie-Laurence Sranon Sossou ベナン少額金融・青少年・女性雇用担当大臣、Benno Battig スイス連邦外務省事務総長、Vinay Sheel Oberroi インド女性・子ども開発担当政務官、Chandrani Bandara Jayasinghe スリランカ女性課題担当大臣、Yekuana Martinez ヲェネズエラ・ポリヴェリアン共和国女性の権利保護担当政務官、Ioana Liana Cazacu ルーマニア労働・家族・社会保護・高齢者省ジェンダー平等局長・副大臣、Zafarullah Khan パキスタン総理府国務大臣、Gintaras Klimavicius リトアニア社会保障・労働担当政務官

答弁権行使

日本: 「慰安婦」の問題は、何度も客観的に説明されてきた。日本は深い悔恨の念を表明し、補償を提供するためにできる限りのことをしてきた。被害者たちは、謝罪の手紙のみならず、補償を受け取ることに同意してきた。これらすべては、日本と韓国との間の関係正常化の一部として解決されているという事実にもかかわらず行われてきた。二国間のより良い関係を育むために問題が建設的に理解されることを望む。

韓国: 女性たちが強制的に性奴隷として務めた事実が依然として問題の核心になればならない。さらに、被害者たちは、1990年代になって初めて声を上げ始めたのであるから、1965年の二国間協定で問題が解決されたわけではない。問題は補償についてではなく、告白の問題であり、日本はその責任を受け入れるべきである。

日本: この問題に関する日本の長年の立場は、十分に明確である。

韓国: 国際人権条約機関の総括所見や勧告は、加害者が責任を取らされなかったことを明確に強調している。歴史に真正面から向き合っ初めて、このようなけしからぬことの繰り返しを防止できるであろう。

3月11日(水)午後 第6回会議

議事項目 3(a)(*継続*)

パネル 1

ジェンダー平等のための国内本部機構: 行動の説明責任の提唱者、変革のための触媒に関するパネル

議長: His Excellency Buben Ignacio Zamora Rivas 委員会副議長(エルサルヴァドル)

司会者: Mr. Ivan Simonovic 人権高等弁務官事務所人権事務総長補

セグメント 1

テーマ: 法改革と説明責任における国内本部機構の役割

プレゼンテーション

1. Her Excellency Makhfirat Khidir-Zoda タジキスタン女性・家族問題委員会議長
2. Her Excellency Maria de Lurdes Martins de Sousa Bessa 東ティモール女性議会グループ委員
3. Ms. Rose Rwabubihi ルワンダ ジェンダー監視事務所主任ジェンダー監視員
4. Ms. Nicole Ameline 女子差別撤廃委員会委員

意見交換対話

パキスタン、バーレーン、モザンビーク、メキシコ、ネパール、ウガンダ、フィンランド、イタリア

司会者のまとめ

セグメント 2

テーマ: 増額された資金とサービス提供の達成における国内本部機構の役割

プレゼンテーション

1. Her Excellency Cecilia Vaca Jones エクアドル社会開発大臣
2. Ms. Abasa Wade Ngom セネガル女性・家族・子ども省女性・公正・平等部部長
3. Ms. Ana Arganashvill ジョージア人権パートナーシップ・プロジェクト・マネージャー

意見交換対話

南アフリカ、中国、スイス、ヨルダン、スーダン、アルメニア、南スーダン、モロッコ、キューバ、イラク、エストニア

司会者のまとめ

セグメント3

テーマ: アドヴォカシーと意識啓発、女性の参画とリーダーシップを高める際の国内本部機構の役割

プレゼンテーション

1. Her Excellency Alejandra Mora Mora コスタリカ女性課題大臣・米州女性委員会総裁
2. Her Excellency Ing Kantha Phavi カンボディア女性課題大臣
3. Dr. Salma Nims ヨルダン女性国内委員会事務総長
4. Dr. Babatunde Osotimehin 国連人口基金(UNFPA)事務局長

意見交換対話

フィンランド、ドミニカ共和国、スリナム、南アフリカ、クウェート、ラオ人民民主
司会者のまとめ

議長概要

1. 2015年3月11日に、婦人の地位委員会は、「ジェンダー平等のための国内メカニズム: 行動と説明責任の提唱者、変革の触媒」というテーマに関するラウンド・テーブル討論を開催した。ラウンド・テーブルは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する公約を実施する際の制度的メカニズムの役割に重点を置いた。ジェンダー平等の閣僚と様々なジェンダー平等メカニズムの代表者たちは、そのようなメカニズムが効果的に説明責任を推進し、特に同盟の構築とパートナーシップを通してジェンダー平等に向けた進歩を監視してきた方法を討議した。

2. Mr. Ruben Zamora 閣下婦人の地位委員会副議長(エルサルヴァドル)がラウンド・テーブルの議長を務め、Mr. Ivan Simonovic 人権高等弁務官事務所人権事務総長補が司会者を務めた。パネリストは、Ms. Makhfirat Khidir-zora タジキスタン女性・家族問題委員会議長、Ms. Maria de Lurdes Martins de Sousa Bessa 東ティモール女性議員グループ委員、Ms. Rose Rwabuhiri ルワンダ・ジェンダー監視事務所主任ジェンダー監視官、Ms. Nicole Ameline 女子差別撤廃委員会委員、Ms. Roxana Alvarado、エクアドル国会第一副大統領、Ms. Absa Wade Ngom セネガル女性・家族・子ども省女性・公正・平等部部長、Ms. Ana Arganashvil ジョージア人権パートナーシップ・プロジェクト・マネージャー、Dr. Salma Mims ヨルダン国内女性委員会事務総長、Dr. Ing Kantha Phavi カンボディア政府女性課題大臣、Dr. Babatunde Osotimehin UNFPA 事務局長及び Ms. Alejandra Mora Mora コスタリカ女性課題大臣・米州女性委員会会長であった。パネリストたちは、ジェンダー平等のための法改革と説明責任、ジェンダー平等のための資金の増額とサービス提供の強化、アドヴォカシー、意識啓発及び女性の参画とリーダーシップという「北京宣言と行動綱領」の実施にとって重要な3つの成果領域におけるジェンダー平等のための国内メカニズムの触媒的役割の例を挙げた。24名の政府代表が意見交換対話に貢献した。

3. 討議は、ジェンダー平等のための国内メカニズムが、ジェンダー平等実現のための主要

な牽引力であり、ポスト 2015 年の開発アジェンダの状況で、依然として「北京行動綱領」実施にとっての中心であることを確認した。様々なジェンダー平等メカニズムが、特別な国の状況に対応して、過去 20 年の間に創設され、強化され、最高のレベルの政府内の中心的ユニットに加えて、部門別省庁にわたってフォーカル・ポイントや作業部会、オンブズ、「ジェンダー監視事務所」、観測所のような説明責任機関、諮問会議を含んでいる。それらは、女性議会コーカスまたはジェンダー平等問題に重点を置く委員会のような立法府の一部であるメカニズムをますます含めるようになってきている。それらは、NGO や女性団体のネットワークや連合も含んでいる。国内メカニズムは、地域及び世界の監視メカニズムとの確立された関係もますます有するようになってきている。

ジェンダー平等のための法改革と説明責任を推進する

4. 参加者たちは、妊産婦保健、家族法及び女性に対する暴力を含め、広範な問題にわたる法律を可決するための女性コーカスのような、ジェンダー平等のための政府機構と議会機関との間に形成されている強力な関係を歓迎した。そのような法律の可決を確保するための有用な戦略は、女性議員が政党を超えて協力することであった。女性差別がないことを保障するためのジェンダーの視点からのすべての法律の専門の議会メカニズムによる見直しも勧告された。ジェンダー平等の達成における進歩を監視するための省庁間調整委員会の設立は、もう一つの好事例であった。紛争後の再建の状況で、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)のための国内行動計画の準備と実施枠組は、ジェンダー平等に対するさらなる説明責任に貢献できよう。

5. 発言者たちは、政府の公約が、ジェンダー平等のための行動と共に、結果に対する説明責任を高めるために極めて重要であることで一致した。説明責任を高めるためのツールには、あらゆるレベルの公共機関によるジェンダー平等の尊重を監視するための独立した国内ジェンダー監視の創設、国内対話と協議のためのフォーラムの創設、地方自治体、民間セクター、市民社会団体の間の協働が含まれた。政府メカニズムが、ジェンダー主流化戦略とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための行動の実施を監視するために、市民社会団体とパートナーを組むことが、国の説明責任を高める際に特に効果的であるとみなされた。女子差別撤廃委員会は、特に国内メカニズムと協力し、条約の責務の遵守を強化するための勧告を提供する能力において、重要な世界的説明責任メカニズムであった。

資金を増額し、サービス提供を改善する

6. 参加者たちは、普遍的教育と無料の保健ケアが、ジェンダー平等達成の基本的な前提条件であることを強調した。参加者たちは、成功するジェンダーに配慮したサービスの提供が、その提供にコミットした資金と政治的にかかわりのみならず、制度的枠組に大きく依存していることを強調した。ジェンダーに配慮した政策策定をジェンダーに配慮した予算編成に関連付けることが、すべての公共機関の作業とその女性と女兒へのサービス提供にジェンダーの視点を主流化するための最も効果的方法の一つと見なされた。クォータ制と指標の利用の例は、これらツールをいかにジェンダー平等達成に向けた良好な変革をもたらすために用いることができるかを示した。

7. 参加者たちは、ジェンダー平等に向けて配分される資金を動員し、改善するために、統計とデータ及びジェンダーに配慮した指標の戦略的利用を強調した。そのようなデータは、ジェンダー平等の社会に対する利益を示すために戦略的に利用でき、意思決定者に影響を与えるために効果的に利用できる。そのようなデータを作成し、結果を測定するために、参加者たちは、効果的な監視と評価の重要性に注意を引いた。ジェンダー平等のための国内メカニズムは、監視と評価を推進する際に、主導的役割を果たしてきたが、「見張り番」として働くそのような国内ジェンダー観測所や市民社会プラットフォームのような例が提

供された。

8. ジェンダー平等作業の資金提供不足及び政府や公共のアジェンダでのジェンダー平等作業に付される優先順位の低さという継続する課題について懸念が表明された。そのような傾向に対抗するために、参加者たちは、様々なレベルの政府内のジェンダー平等メカニズムと市民社会との間の協働や同盟構築の価値に関して合意した。参加者たちは、市民社会をかかわらせることが、さらなる透明性と説明責任を確保し、女性と女兒に対するより良いサービス提供にも貢献することに留意した。ジェンダー平等のための国内メカニズムの責任が、完全に市民社会に移されるべきであり、政府省庁や立法府と協働している市民社会連合の例が提供された。

9. 参加者たちは、ジェンダー平等のための増額された長期的資金提供、従って、ジェンダー平等のための改善され、首尾一貫したサービス提供を確保するためには政治的意思が必要であることで一致した。強化されたサービス提供は、代わって、政府も市民社会もかかわらせる協動的で包括的な取組から利益を受ける。国内メカニズムには、そのような同盟を育成し、政府の公約のために提唱運動をする際に、果たすべき重要な役割がある。

アドヴォカシー、意識啓発、女性の参画の改善

10. 参加者たちは、国内メカニズムがジェンダー平等問題の知識とアドヴォカシーのハブとなる能力を築く効果的戦略の例を挙げた。国内メカニズムは、政府のあらゆるレベルにわたってジェンダー平等問題に関するパートナーシップと協働をうまく促進してきた。この点で、参加者たちは、幅広い制度的メカニズムの効果とインパクトの重要な決定要因が、パートナーシップを築き、協働のプロセスに関わることにより、協力するその能力であることで合意した。そのようなパートナーシップは、ジェンダー主流化を制度化し、ジェンダー平等を推進する女性課題省/ジェンダー平等省とその他の政府の機関との間の協働を強化する基本的構成要素であると考えられた。そのような協働を育成し、あらゆるレベルの政府---中央政府と地方自治体---にわたるジェンダー平等を実施するための制度的枠組には、政府のあらゆるレベルにわたってジェンダー・フォーカル・ポイントを任命すること、女性議員のネットワークを設立すること、市民社会団体とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内委員会や協議会との間の同盟を築くことが含まれた。

11. 多くの国内本部機構は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する構造的障害と制度的障害に対処することを目的とする能力開発、意識啓発及びアドヴォカシー努力を実施した。提供された例の中には、訓練、セミナー、ワークショップ、及び国内フォーラムを通してジェンダー平等問題に関する利害関係者の専門知識を広げること、政治的意思決定者と協力し、政府を通してジェンダー平等のための国内本部機構の長が省庁またはこれに相当する高官の地位にあることを保障すること、女性の参画において遂げられた進歩を監視し、効果的に測定するためのパートナーシップを築くこと、法律、公共政策及びプログラムにジェンダーの視点を統合するために利害関係者と協力することがあった。

12. 発言者たちは、監視と説明責任のための能力を築くことを通して、技術的支援を提供することとジェンダー平等の公約の実現を保証するためのアドヴォカシー・キャンペーンを支援なすることを含め、ジェンダー平等のための国内メカニズムを支援する際に、国際団体の重要な役割を認めた。

13. 参加者たちは、意思決定機関への女性の完全で平等な参画を保障することに向けて、国内メカニズムが取った手段を議論し、地方及び国のレベルでの女性の政治参画の支援が、ますます国内メカニズムの優先事項となっていることで合意した。政治的機関と意思決定機関への女性の平等なアクセスと完全参画を保障する憲法改正と法改革のみならず、クォータ制のような一時的特別措置が示された。女性のための政治訓練は、その政治参画のイ

ンパクトを高める際に効果的であり、選挙におけるその代表者数を高めてきた。進歩にもかかわらず、有力な差別的な社会規範、政治職に立候補する女性に対する暴力の根強さ及び全体的な政治的意思の欠如が、あらゆるレベルの意思決定にわたって女性の参画とリーダーシップを推進することに対する残る重大な障害として認められた。

3月12日(木)午前 第7回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

Solveig Horne ノルウェー子ども・平等・社会包摂担当大臣、Yanira Argueta エルサルヴァドル女性課題大臣、Sophia M. Simba タンザニア連合共和国地域社会開発担当大臣国会議員、Mariama Sarr セネガル ジェンダー・家族・子ども担当大臣、Martina Stepankova(チェコ共和国)、Linda Goulari(ブラジル)、Marina Kaljurand(エストニア)、Tekea Tesfamichael(エリトリア)、Makhfirat Khidiroda (タジキスタン)、Bundith Prathoumvanh (ラオ人民民主主義共和国)、Catherine M. Russell(米国)、Selgiy Ustymenko (ウクライナ)、Reinis Uzulnieks (ラトヴィア)、Martha Ordonez (コロンビア)、Guguli Magradze (ジョージア)、Nesrin Celik (トルコ)、Esther Ikere Elyzai (南スーダン)、Pearl N. Matome (ボツワナ)、Liriola Leoteau (パナマ)、Mariella Mazzotti (ウルグァイ)、Bardylka Kospiri (アルバニア)、Wee Beng Ee (マレーシア)、Olga Peitruchova (スロヴァキア)、Marie Josee Bonne (セイシェル)、Irina Velichko (ベラルーシ)、Mohamed Al Mansouri (アラブ首長国連邦)、Karen Tan (シンガポール)、Mojue E. Kaikai シエラレオネ社会福祉・ジェンダー・子ども問題担当大臣、Chitrawatie Mohanlal (スリナム)、Pon Prozor (イスラエル)、Stephan Tafrov (ブルガリア)、Hawaf Salam (レバノン)、Bashar Ja' Afari (シリア・アラブ共和国)

3月12日(木)午後 第8回会議

議事項目 3(a)(継続)

パネル 2

テーマ: 国連地域委員会の地域北京+20 の行事の結果

議長: Ms. Kanda Vajrabhaya 委員会議長(タイ)

司会者: Ms. Phumzile Mlambo-Neguka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務局長

プレゼンテーション

1. Mr. Christian Frilis Bach 欧州経済委員会事務局長
2. Ms. Rima Khalaf 西アジア経済社会委員会事務局長
3. Mr. Carlos Lopes アフリカ経済委員会事務局長(ビデオで)
4. Ms.. Shamshad Akhter アジア太平洋経済社会委員会事務局長
5. Mr. Antonio Prado ラテンアメリカ・カリブ海経済社会委員会副事務局長

提出文書

1. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書(E/CN.6/2015/3)
2. 「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を実現するための今後の行動の優先事項」という全体的テーマの下で開催される閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイドを含む事務局メモ(E/CN.6/2015/4)

意見交換対話

バーレーン、タンザニア連合共和国、タイ、ドイツ、ウルグアイ、スーダン、エストニア、ウガンダ、キューバ、フィンランド、コンゴ民主共和国、ノルウェー、イタリア、ネパール、ウクライナ、ヨルダン、フィリピン、スリランカ、ボツワナ、フィジー、パレスチナ国、ジュネーブ CSW NGO 委員会

司会者によるまとめ

議長概要

1. 2015年3月12日に、婦人の地位委員会は、「国連地域団体の地域見直しの結果」というテーマで、意見交換パネルを開催した。このパネルでは、Ms. Kanda Vajrabbaya 委員会議長が議長を務め、Ms. Phumzile Mlambo-Neguka 国連ウィメン事務局長が司会を務めた。パネリストは、Mr. Christian Friis Back 欧州経済委員会事務局長、Ms. Rima Khalaf 西アジア経済社会委員会事務局長、Ms. Shamshad Akhtar アジア太平洋経済社会委員会事務局長(ビデオで参加)及び Mr. Antonio Prado ラテンアメリカ・カリブ海経済社会委員会副事務局長(ビデオで参加)であった。Mr. Carlos Lopes アフリカ経済委員会事務局長は、ビデオ・メッセージを送った。

2. 5 地域は、国連ウィメンとのパートナーシップと協働で、国連地域委員会の主催で、地域見直しプロセスを開催した。欧州経済委員会は、ジュネーブで、2014年11月6日と7日に「地域見直し会議」を開催し、成果は議長結論という形を取った。アジア太平洋経済社会委員会は、バンコクで2014年11月17日から20日まで「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会議」を開催し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に関するアジア・太平洋閣僚宣言」を採択した。アフリカ経済委員会は、アディスアベバで、2014年11月17日から19日まで、「第9回アフリカ地域女性会議」を開催し、「北京行動綱領の実施の促進に関するアディスアベバ宣言: アフリカの女性と女兒のための変革に向けて」の採択という結果となった。ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会は、2014年11月17日から19日まで、サンチャゴで、「ラテンアメリカ・カリブ海女性に関する地域会議主宰者」の特別会期を開催し、この会期に関するステートメントを採択した。西アジア経済社会委員会は、カイロで、2015年2月2日から3日まで、「20年後に北京行動綱領の実施で達成した進歩に関する政府間アラブ高官会議」を開催し、「アラブ宣言: アラブ地域の女性のための正義と平等に向けて」の採択で会議を終えた。

3. 地域見直しプロセスとその成果は、いくつかの地域に特化した優先事項を強調した。ECE は、経済・社会政策を通して、ジェンダー格差を埋めることに重点を置いて、包摂的で持続可能な社会のためのジェンダー平等、政策と意思決定への女性の参画、女性と女兒に対する暴力の防止と撤廃、ガヴァナンスとジェンダー正義を前進の道として概説した。「北京行動綱領」の12の重大問題領域の継続する関連性を確認することとは別に、ESCAP は、①国内ジェンダー平等本部機構を含め、制度の強化、②ジェンダー平等とジェンダーに対応した予算編成のための資金調達強化、③説明責任の強化、④各国政府、国連システム、民間セクター、市民社会及びその他の行為者の間のより強力なパートナーシップの構築、⑤地域協力の強化という5つの今後実施を促進するための領域を明らかにした。ECA は、①ディーセントな職の創出、貧困削減、社会保護及び社会保障、②教育と訓練、③女性の性と生殖に関する健康と HIV/AIDS、④女性と女兒に対する暴力、⑤平和・安全保障・開発、⑥権力と意思決定の地位にある女性、⑦女性の地位向上のための制度的メカニズム、⑧女性と女兒の人権、⑨女性とメディア、⑩女性・環境・気候変動、⑪女兒を通して女性の経済的エンパワーメントに関する戦略的行動を要請した。ECLAC は、女性の経済的エンパワーメントを強化するために資金調達を強化し、ミクロからマクロ経済政策への重点の移行に加えて、ポスト2015年の開発アジェンダでジェンダー平等を優先することの重要性を強

調し、女性の経済的・身体的・制度的自立の間の関連性を強調した。ESCWA は、①ジェンダー差別を撤廃するより包括的な法改革、②暴力から女性を保護しその人権を守るための機能的な制度的メカニズム、③女性のさらなる政治的・経済的参画に向けた組織的支援、④特にイスラエルの占領下と紛争、強制移動、人道状況にある女性に重点を置いて、業績を維持し、得た権利を守るための専門の資金の必要性を強調した。

4. 地域からの重要な結果と討議と今後の行動のための主要な政策勧告と戦略は地域見直しのフォローアップと実施における地域委員会の重要な役割を強調した。すべての地域にわたって、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権は、万人のためのより強力であり持続可能な社会を醸成する基礎として、従って開発企画の中心としてますます認められるようになった。

5. 発言者たちは、国々が、国際・地域人権条約を批准し、法律における差別を除去し、ジェンダー主流化を推進するための法的・政策的枠組を制定し、強化したことを歓迎した。すべての地域にわたってすべての国々がジェンダー同数を達成している状態で、女性と女兒の教育へのアクセスと同様に、女性の政治参画が増加している。妊産婦死亡率は減少し、多くの地域で女性の平均余命は継続して上昇傾向にあった。

6. 進歩にもかかわらず、参加者たちは、残る格差と課題を明らかにした。緊急の行動を必要とする「北京行動綱領」のほとんどの領域で、既存の法律と実施との間に格差が根強く続いている。女性の人権に対する意識を啓発し、実現するためにはさらなる政治的意思が必要とされる。多くの女性が限られた社会保護または社会保護が全くない低賃金の職に就いている状態で、女性たちを経済・政治危機の時には特に脆弱にしており、労働市場の分離が根強く続いている。ジェンダー賃金格差は、女性の経済的地位の向上の足を引っ張っており、有償の母親・父親休業と育児休業、育児施設のような緊急の行動と措置を必要としている。土地・貸付・金融サービス・その他の生産資源への女性のアクセスにおける格差が、経済的自立と社会的移動性を達成する女性の能力を妨げている。こういった格差も、ますます頻発し、深刻な気候または自然災害に対処する女性の能力を制限している。女性と女兒に対する暴力と加害者の不十分な説明責任が、すべての地域で依然として大きな懸念であった。そのような暴力は、紛争や強制移動の時にはさらに悪化している。政策の監視と評価は、一つには性別・ジェンダー別・年齢別教育程度別・所得別及びその他の要因別のデータ収集と統計の欠如のために、依然として不適切である。

7. 参加者たちは、地域の中には特に若い女性の高い失業率に照らして若い女性のニーズを強調しているところもある状態で、女性の経済的エンパワーメントの必要性を強調した。参加者の中には、地域の女性と女兒の鬱病と心理的障害の増加する率について懸念を唱えた者もあった。性と生殖に関する健康へのアクセスと子ども結婚、早期・強制結婚をなくす必要性が人道の場を含めて強調された。発言者たちは、ジェンダー規範とジェンダー固定観念の変革が、女性と女兒の実体的平等達成における重要な手段の一つであることも強調した。障害を持つ女性及び移動女性のような周縁化されたグループの状況が、対象を絞った注意を必要としていた。

8. 根強く続く紛争、継続中の外国の占領及び暴力的極端主義の出現が、開発とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの追求に対する深刻な障害となっていた。女性を平和構築と移行安全保障措置にかかわらせ、ジェンダー固定観念や差別的規範・慣行・態度に取り組むさらなる努力が必要とされた。

9. ジェンダー平等のための国内メカニズムは継続して、あらゆるレベルでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する具体的措置へと政治的意思を変えるために極めて重要であった。ジェンダーの視点の組織的主流化は、政府のすべてのセクターを通して必

要であり、ジェンダーに配慮した予算編成を制度化する規模拡大された努力と共に、すべての省庁に亘る能力開発努力を必要としていた。

10. 参加者たちは、強力な市民社会の重要な役割とジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の推進への女性グループとフェミニスト・グループ及びメディアの参画を強調した。国家は、女性と女兒の生活の改善のために必要な法的・政策的変更をもたらすために、あらゆるレベルで政府とかかわるそのようなグループとその他のすべての利害関係者のために機能的な環境と道を提供するよう要請された。参加者たちは、ジェンダー平等達成に向けて活動する際に、男性と男児をかかわらせることの重要性も強調した。

11. 発言者たちは、ポスト 2015 年の開発アジェンダと持続可能な開発枠組の策定の核心にジェンダー平等を位置づけることの重要性を繰り返し述べた。「持続可能な開発目標無期限作業部会」の報告書で勧告されているように、ポスト 2015 年の開発枠組のすべての目標とターゲットを通して、ジェンダーの視点を主流化する必要性のみならず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する独立した目標に対する強い支持が表明された。

12. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進における国連ウィメンと国連システムの作業及び真の変革のための幅広い利害関係者に亘る効果的関係の構築の必要性を認めた。地域見直しは、地域レベルで利害関係者を動員する際に役立ち、生み出された勢いが「北京行動綱領」の促進された実施においてすべての行為者による効果的協力と公約に貢献するべきである。

13. 国連の地域部門としての地域委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための漸進的アジェンダを実施する際に、加盟国とすべての利害関係者を支援し、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で、促進された実施を支援して、必要な資金を動員する手助けをするという公約を繰り返し述べた。

3月13日(金)午前 第9回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

Kyaw Tin(ミャンマー)、Isabelle Picco(モナコ)、Carlos Filomeno Agostinho Das Neves (サントメプリンシペ)、Nicholas Emiliou (キプロス)、Kelebhone Maope (レソト)、Sofia Borges (東ティモール)、Raymond Serge Bale (コンゴ共和国)、Anne Sipilainen(フィンランド)、Zohrab Mnatsakanyan (アルメニア)、Deborah Barker-Manase (マーシャル諸島)、Martina Vuk (スロヴェニア)、Alya Ahmed Saif Al-Thani (カタール)、Vladimir Drobnjak (クロアチア)、Abdallah Y. Al-Mouallimi (サウジアラビア)、Ahmed Sareer (モルディヴ)、Helen Beck (ソロモン諸島)、Nafsika Nancy Eva Vraila (ギリシャ)、Andreas Riecken (オーストリア)、Edna Flomena Alves Barreto (カーボヴェルデ)、Peifen Hsieh (トゥヴァル)、Jane Mkhonta Simelane (スワジランド)、Bernardito Cleopas Auza (ホーリーシー)、Somaia Barghouti (パレスチナ国)、Lorena Aguilar(自然・天然資源保存国際連合)、Lydia Nsekera (国際オリンピック委員会)、Margaret Mensah Williams (列国議会同盟)、Esther Issa Soko チャド女性・社会行動・国内連帯担当大臣、Salma Nims (ヨルダン)、Bumbizai Kandawasvika-Nhundu(民主主義・選挙支援国際機関)

答弁権行使

イスラエル: 今日数か国の代表団が、イスラエルに対して様々な根拠のない申し立てをするために委員会を利用した。女性が周縁化され、虐待されている国々の代表からのそのような申し立てを耳にするのは皮肉である。これは、車を運転すること、教育を受けること

を禁止され、名誉殺人で苦しんでいる世界の一部である。パレスチナ人は、素早くイスラエルを指さすが、自分たちの行動に対しては決して責任を取らない。丁度今週、パレスチナのマームード・アッバス議長は、イスラエル国民の死に対して責任があった女性テロリストを褒め称え、いくつかの学校は、その名にちなんで名づけられた。普遍的な騙しの時に、真実を話すことは革命的行為である。イスラエルは手本を示し、ジェンダー平等がその法律に書かれており、女性が社会の最高のレベルにまで達したことを述べる。アラブ地域の国々が、自国の国民のエンパワーメントに向けた道筋を考え始めるよう要請する。

パレスチナ国: パレスチナのステートメントに含まれていたことは全てパレスチナからの報告書ではなく、主として国連の情報から得たことである。イスラエルの代表はそれを知らなかったかまたは読んでいなかったのだろうが、事務総長報告書は、被占領地域の状況のほんの一部を提供している。戦争犯罪を犯してきた国が、テロリストになる自由を求めて闘ってきた女性を非難し始めたのは皮肉である。

シリア・アラブ共和国: サウディ政府の代表による申し立てが、シリア及び世界のその他の地域における女性の権利の状況に対して遺憾の念を表明しているのは実に皮肉である。21世紀のサウディ女性は、車を運転すること、社会で最低の権利を行使することを未だに禁じられており、スポーツ行事に出席することも認められていない。なんと恥ずかしいことか。ワッハーブ派の女性差別の事例は、何千とは言わないまでも何百も文書化されている。シリアの女の孤児が売られている強姦、人身取引、強制結婚で性的聖戦が続いていることは、もはや秘密のことではない。こういった犯罪は全て、映画の中でハリウッドが嘲笑っている石油の金満首長が行っている。最近のアメリカの報道によれば、サウディ政府は、地域全体にわたって宗派の憎しみを煽っており、宗派戦争を起こしているイスラム極端グループの出現を促進した憎しみの感情を生み出した。

3月13日(金)午後 第10回会議

記事項目 3(a)(*継続*)

パネル 3

テーマ: ジェンダー平等のための資源: 行動・前進の道のための好事例と戦略

議長: Mr. Mohamed Elbahi 委員会副議長(スーダン)

司会: Ms. Aruna Rao Gender at Work 事務局長・共同創設者

基調講演: Ms. Diane Elson ジェンダーと開発社会学者・英国エセックス大学社会学名誉教授

プレゼンテーション

1. Mr. Mohamed Chafiki モロッコ経済・財務省調査・金融予測部長

2. Ms. Lydia AQLpizar Duran コスタリカ開発における女性の権利協会事務局長

3. Ms. Patti O'Neidl ニューージーランド世界パートナーシップ、政策・開発協力局部長代理

意見交換対話

中国、フィンランド、カナダ、欧州連合、スーダン、メキシコ、イタリア、スイス、マリ、エチオピア、イラン・イスラム共和国、ウガンダ、チャド、南スーダン、アイルランド、スリランカ、ガンビア、キリスト教徒支援、ゾンタ・インターナショナル、FEDEPE(スペイン・ビジネス・プロフェッショナル・ウィメン連盟)、女性の開発のための Zenab

まとめ: Ms. Aruna Rao

議長概要

1. 2015年3月13日に、婦人の地位委員会は、「ジェンダー平等のための資金: 行動・前進

の道のための好事例と戦略」と題するパネル討論を開催した。パネルは、Mr. Mohamed Elbahi 婦人の地位委員会副議長が議長を務め、Ms. Aruna Rao 「仕事場でのジェンダー」 事務局長が司会を務めた。パネリストは、Diane Elson エセックス大学社会学名誉教授、Mr. Mohamed Chafiki モロッコ経済・財務省調査・財政予測ディレクター、Ms. Lydia Alpizar Duran 開発における女性の権利協会事務局長及び Ms. Patti O'Neill OECD 開発協力部世界パートナーシップ・政策部長代理であった。討議は、現在の資金調達格差とどのようにこの格差を埋めるか並びにジェンダー平等の公約を実現するために必要な効果的な監視・説明責任メカニズム、ニュー・パートナーシップ及び革新的な資金調達に重点を置いた。問題文書が意見交換対話のための枠組を提供し、意見交換対話には 16 カ国の政府、1 つの地域グループ、4 つの市民社会の代表が参加した。

2. 発言者たちは、ジェンダー不平等に対処するために、特に税収入を通して国内資金を動員することが極めて重要であることを強調した。例えば、アフリカの税収入は、2012 年に政府開発援助(ODA)の 10 倍であり、もしすべての開発途上国が、その国内所得の 15% に等しい税収入を生むことができれば、すべての外国の政府開発援助を合わせた額よりも多い少なくとも追加の年間 1,980 億米ドルを実現できることが強調された。参加者たちは、動員された資金が、女性と女児の生活に真のインパクトを効果的に与えるように配分される必要があることを強調した。発言者たちは、適切な資金調達がジェンダー平等に関するプログラムにつながられることを保障し、全体的な財政政策が、ジェンダー平等目標の達成を損なわないことを保障するために、財務・セクター省庁をかかわらせることが絶対に必要であることで一致した。この目的で、参加者たちは、すべてのセクターにわたって資金に関する指令を出す財務省庁の役割を討議した。これら省庁をかかわらせる一つの好事例は、「財務大臣のためのジェンダー平等社会の慣行」という国連ウィメンと世界銀行のイニシャティヴであった。

3. 政治的意思を活気づけ、より効果的にジェンダー平等達成のための国の能力と主体性を築くことが強調された。ジェンダー不平等に対処するには、多部門的取組、人権基準との公共政策の整合性が必要であった。ジェンダー平等のための資金提供の量を増やし、不平等な社会関係と経済と社会全体における女性と女児に対する差別的慣行を含め、基本的で、組織的、構造的な障害にも対処する効率的な財政政策が必要とされた。参加者たちは、公共政策と予算にジェンダー平等優先を制度化するための機能的環境を醸成するためのジェンダーに対応した法改革の重要性を強調した。多くの発言者たちは、企画と予算編成プロセスにジェンダー平等を主流化するためのジェンダーに対応した予算編成に関する継続中のイニシャティヴに関して報告し、これらイニシャティヴの結果としてのジェンダー平等の公約のための資金調達の増加について述べた。同時に、特に紛争の影響を受けた国々における教育、保健、水と下水処理、道路及び電気を含めた社会サービスの提供とインフラにおける既存の資金格差が留意された。さらに、発言者たちは、民族的マイノリティ、障害を持つ女性及び高齢女性のような脆弱なグループの女性のためのサービスへの投資を要請した。参加者たちは、ジェンダー平等のための国内本部機構の重大な資金提供不足について懸念し、国内政策と意思決定におけるその効果と影響力を高めるための追加の資金と能力開発を要請した。

4. 発言者たちは、開発途上国、特に後開発途上国においてジェンダー平等の公約を達成する際の政府開発援助の重要性を強調した。「ミレニアム開発目標」の開始以来、ジェンダー平等のための援助に異常な上昇傾向があったが、経済的エンパワーメント、家族計画及び女性と女児に対する暴力の害悪の根絶のような女性と女児のための優先領域におけるドナーの支出における格差を埋めるためのさらなる努力が必要とされた。参加者たちは、ドナー社会が、ODA に関するターゲットに応え、技術支援と能力開発支援でそのような資金を補うことが極めて必要であることを強調した。参加者たちは、ドナーの説明責任に貢献

するために、すべてのドナーの支援が国内の開発優先事項、計画、戦略にそったものであることを要請した。南南協力、三者協力のような進展するパートナーシップも、ジェンダー平等への資金提供に関する好事例の交換を含め、極めて重要である。

5. 開発のための資金調達とジェンダー平等のための資金調達における民間セクターの役割が強調された。例には、農山漁村女性のためのプログラムの金融機関による資金提供、学術奨学金を通じた企業による支援が含まれた。発言者たちは、税逃避と脱税が、開発のために各国政府が利用できる所得をかなり減らすこともあるという懸念を唱えた。その結果、毎年各国政府が約3兆米ドル損をしていることが述べられた。ジェンダー平等への資金提供のための公・民パートナーシップのみならず、民間セクターのますます重要な役割に鑑みて、これら努力がジェンダー不平等の永続化を助長することがないことを保障するために、よい説明責任メカニズムが設置される必要性があった。

6. 紛争・紛争後の状況で、ジェンダー平等推進のための国内資金が全く存在しないかまたは極度に限られており、資金が利用できる場所では、限られた能力のために、サービス提供におけるかなりの隘路が根強く続いていることが留意された。従って、ジェンダー平等のための人道と開発の資金調達の間に関連性が女性のために探求されるべきである。特に紛争の影響を受けた国々からの発言者たちは、人道的資金調達におけるジェンダーの側面の強化を要請した。政策と財政的公約との間の格差は、女性・平和・安全保障の領域で特に顕著であった。例えば、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号の採択 15 年後に、脆弱な国々で、平和と安全保障への援助の僅か 2% しかジェンダー平等には向けられなかった。

7. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する際に、透明性と説明責任を確保する改善されたデータと監視システムの必要性で合意した。発言者たちは、ジェンダー平等指標の利用と、ジェンダー平等に配分される資金の量と質を決定するジェンダーに配慮した分析と評価を行うための強化された技術的知識とツールを要請した。発言者たちは、予算をより透明性のあるものにし、公共支出と ODA におけるジェンダー平等の配分を追跡することの重要性を討議した。例えば、省庁は、いわゆる「公開予算」を通して、予算をすべての国民が利用でき、アクセスできるものにするべきである。市民社会には、説明責任を持って透明性のあるように資金が配分され、支出されることに向けて果たすべき重要な役割があった。あらゆるレベルでの能力の欠如を仮定すれば、特に国内レベルで、データ収集、監視と評価、報告において、発言者たちは、国連ウィメンからのものを含め、強化されたパートナーシップと技術的支援を要請した。

8. 参加者たちは、市民社会団体、特に女性団体の資金の欠如及び資金提供不足について懸念していた。女性団体には、地方及び国内の企画と予算編成に参画する能力の改善のみならず、草の根を含めたあらゆるレベルのさらなる財政投資が必要であった。ドナーが女性団体と女性の投資のための資金提供を増やすようにとの呼びかけもあった。

9. ジェンダー平等に資金調達する際に明らかにされた格差と課題に対応するために、発言者たちは、すべての国々において、国内レベルでのすべての政策ツールを通して、ジェンダー平等のために最大限の資金を動員する包括的取組を要請した。そのような行動には、税基盤を広げ、納税を改善し、税制における暗黙の及び明確なジェンダー偏見に対処する努力のみならず、財政スペースを増やすためのマクロ経済政策の再方向付けが含まれるべきである。税を通して生み出される資金は、ジェンダー平等と女性の権利を推進するために使われるべきである。ジェンダーに配慮した予算編成の実施と説明責任メカニズムの強化は、より効率的で、透明性があり、効果的な資金調達を確保するであろう。ドナーは、その ODA の公約に応え、女性・平和・安全保障、女性の経済的エンパワーメント、性と生

殖に関する健康と権利及び女性と女兒に対する暴力をなくす努力のように、ジェンダー平等のための支出が依然として不適切であるセクターにより重点を確保すべきである。ドナーは、そのすべての開発イニシアティブへのジェンダーの視点の統合も確保すべきである。民間セクターを含めた民間の行為者は、国内の開発戦略にジェンダー平等のための資金調達を整合させ、人権責務に沿うべきである。ジェンダー平等のための資金調達のあらゆる側面に市民社会団体をかかわらせることが進歩の鍵であった。より確固とした監視システムが、プログラムのインパクトを測定し、資金調達がジェンダー平等の公約に応えることに向けられていることを保障するべきである。これらシステムは、関連データを収集し、分析し、報告するあらゆるレベルでの能力を高めることで補われるべきである。

3月16日(月)午前 第11回会議

議事項目3(a)(継続)

パネル4

テーマ: ジェンダー平等を達成する際の男性と男児の責任

議長: His Excellency Ruben Ignacio Zamora Rivas 委員会副議長(エルサルヴァドル)

司会: Ms. Noelene Nabulivou フィジー平等のための多様な声と行動(DIVA)会員
プレゼンテーション

1. Mr. Gary Barker, ProMundo, Men Engage、米国
2. Mr. Bafana Khumalo Sonke ジェンダー正義、南アフリカ
3. Mr. Natko Geres クロアチア・ステータス M ディレクター
4. Mr. Soren Feldbaek Winther デンマーク・ジェンダー平等省特別顧問
5. His Excellency Henry McDonald 国連スリナム代表部大使

回答者ステートメント

1. His Excellency Antonio Gumende 国連モザンビーク代表部大使
2. His Excellency 南博日本国連代表部次席大使
3. Ms. Kate Gilmore 国連人口基金副事務局長
4. Ms. Ayla Goksel トルコ母親子ども教育財団(ACEV)チーフ・エクゼクティブ・オフィサー
5. Mr. Gary Cohen 米国女兒パートナーシップと共に創設者

意見交換対話

スイス、キューバ、ドイツ、インドネシア、イラン・イスラム共和国、フィンランド、ウガンダ、グァイアナ、スーダン、バラグアイ、ケニア、ガボン、イタリア、メキシコ、イラク、スウェーデン、ネパール、モーリシャス、赤道ギニア、ヨルダン、マリ、フィリピン、欧州連合、新しい未来財団

まとめ

司会者

議長概要

1. 2015年3月16日に、婦人の地位委員会は、「ジェンダー平等を達成する際の男性と男児の責任」に関する対話を開催した。対話は、Mr. Ruben Zamora 閣下(エルサルヴァドル)委員会副議長が議長を務め、Ms. Noelene Nabilovon フィジー平等のための多様な声と行動(DIVA)が司会を務めた。パネリストは、Mr. Soren Feldbaek Winther デンマーク・ジェンダー平等省特別顧問、Mr. Henry MacDonald 閣下国連スリナム代表部大使、Mr. Gary Barker 米国 Promundo 国際部長・創設者、Mr. Bafana Khumalo 南アフリカ Sonke ジェンダー正義上級プログラム専

門家・共同創設者、Mr. Natko Geres クロアチア Status M センター・ディレクターであった。回答者は、Mr. Antonio Gumende 閣下国連モザンビーク代表部大使、南博日本国連代表部次席大使、Ms. Kate Gilmore UNFPA 副事務局長、Mr. Gary Cohen 米国ペクトン・ティッキンソン社副会長・女兒パートナーシップと共に創設者及び Ms. Ayla Goksel トルコ母子教育財団 CEO であった。22 の加盟国、欧州連合及び 1 つの NGO の代表者が意見交換討論に参加した。

2. 参加者たちは、ジェンダー平等に男性と男児をかかわらせることの重要性に対する理解に対する注意及び政府間会議の場でこの問題に対する注意が増加していることを歓迎した。政策とプログラムで何に効果があるのかについての証拠が増えていることが、これまでに開発され、実施されてきたイニシャティヴを育成し、拡大するための堅固な基盤となっており、そのインパクトを高めるためにこの作業を拡大する緊急性を強調している。参加者たちは、地域社会レベルのイニシャティヴから国内行動計画に至るまで男性と男児の良好なかかわりを育成するイニシャティヴの例を提供した。これらには、女性に対する暴力の撤廃、父親であることと良好な男らしさ、育児休業政策、男性がケア提供者や幼稚園の先生になることを奨励するための手段、HIV の予防と支援のみならず、性と生殖に関する健康と避妊法(薬)の利用に関する平等なパートナーとしての男性に関する専門のプログラムが含まれた。

3. 参加者たちは、役割は社会的に定義され、変えることができるので、社会規範は変えることができることを確認した。社会的な構成概念と関連する固定観念は、法的・政策的枠組を通し、私的・公的スペースにわたって、家庭、地域社会、地方及び国内制度の中で変えることができ、また変えなければならない。個人、地域社会、社会的・制度的レベルでの女性と男性との間の不平等な力関係の変革は、持続可能な開発にとっての鍵であった。

4. 個人としての男性も、支配、強靭さ、暴力の危険な男らしさと固定観念を捨てることに貢献するので、ジェンダー平等によって良好な影響を受けることが留意された。しかし、これも、社会的圧力と期待は同輩の支援を通して緩和される必要があるので、「男であること」を支持する行動と支援を必要とする。質的变化を可能にするためには、保護者、慈父・パートナーという概念が、責任、権利、平等、パートナーシップを支持して変化する必要があった。

5. 参加者たちは、差別と暴力を防止し、撤廃し、尊重する関係を築くために、アイデンティティを形成し、ジェンダー関係を変革する際に、男児と女児の早期社会化の重要な役割を強調した。家庭、学校、子どもたちが社会化される場所での教育プログラムが、非差別的態度と行為を開発する鍵である。男児と女児の良好で尊重し合う行為を築き、暴力を防止し、思春期の若者の性と生殖に関する質の高い、包括的な性教育を高め、教育プログラムを守り、引き留め、修了を確保するために、質の高い、包括的な性教育が、正規・非正規カリキュラムの固有の構成要素となる必要があった。

6. メディア、スポーツ、教育施設には、良好な文化的移行を形成する際に、果たすべき顕著な役割があった。特に若者の平等の文化を生み出し、サービスと機会への女性と若者のアクセスを促進する際に、メディアとソーシャル・メディアのますます複雑化する役割には、より強力な投資と注意が必要であった。参加者たちは、職場における行動規範を変え、企業の価値と文化の変革を通して女性のリーダーシップを推進する際に、民間セクターが重要な役割を果たすことができることも強調した。変革の積極的推進者としての宗教指導者のかかわりが、若い女性と女児の権利の完全実現を妨げる有害な慣行と伝統的な社会規範に関連して極めて重要であった。

7. 強力で統合力のある市民社会運動を含め、市民社会は、変革と文化的移行を可能にでき

る。政府に説明責任を持たせ、思考様式を変革し、ジェンダー平等達成のための優先事項に関して同盟やコンセンサスを築く際の市民社会の役割が強調された。

8. 男女のジェンダー役割をよりよく理解するためのデータの重要性が認められた。その結果、参加者たちは、家庭における男性の仕事の傾向と男女による生活時間に関する証拠を築く努力を要請した。女性に対する暴力の防止と撤廃、性と生殖に関する健康と権利に対する態度と行動、無償のケア労働の再配分に関して、より良い証拠も必要とされた。そのような証拠は、変革に対する障害を克服する際に重要な役割を果たすことができる。

9. 参加者たちは、男性と男児とのより首尾一貫した持続可能なかわりを要請した。男性と男児をかかわらせるイニシアティブは、拡大され、規模拡大され、ジェンダー平等に関する既存の作業と統合される必要があった。同時に、参加者たちは、男性と男児への投資が、女性団体、女性のエンパワーメント・プログラムまたはジェンダー平等メカニズムに配分される資金を減少させてはならないことを強調した。むしろ、ジェンダー平等の達成における男性と男児の責任に重点を置く特別な政策と戦略を実施するために追加の資金が提供される必要があった。男性と男児のかわりに対する包括的な取組とジェンダー平等を達成するために設置されている既存の制度と手段を補い、強化するための資金提供が必要とされた。

10. 参加者たちによれば、各国政府は、女性の人権を保証し、ジェンダー平等を推進し、ジェンダー不平等に対処する統合力のある法的・政策的枠組の実施と施行に対する政治的意思と説明責任を示さなければならない。女性と女児に対する暴力、有害な慣行、性と生殖に関する健康と権利、資産と生産資源への女性のアクセスと管理、あらゆるレベルの質の高い教育への女児と女性の権利、社会保護とサービスへの女性の普遍的アクセス、無償のケア労働の女性の不相应な割合、あらゆるレベルの女性のリーダーシップとパートナーシップが、遅滞なく対処されなければならない優先領域として述べられた。

11. 参加者たちは、その他のすべて目標とターゲットのみならず、ポスト 2015 年の開発アジェンダにおける独立した目標として、ジェンダー平等が統合されることを要請した。持続可能な開発目標におけるジェンダー平等に対する男性の責任に関する指標を含めることが、重要な合図を送り、説明責任を強化し、不平等なジェンダー関係の変革に貢献することになるであろう。

12. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資も要請された。参加者たちは、既存の開発のための資金調達へのジェンダー平等プログラムへのより強力な包摂を要請した。現在のジェンダー平等への投資が拡大される必要があることが認められた。

3月16日(月)午後 第12回会議

議事項目 3(a)(*継続*)

パネル 5

テーマ: ジェンダー平等を達成するために社会規範を変える---期待と機会

議長: Ms. Pille Kesler 委員会副議長(エストニア)

司会: Ms. Anita Nayar ダグ・ハマーショルド財団地域リフォーカス 2015 年、部長

パネリスト

1. Ms. Stephanis Seguina 米国ヴァーモント大学経済学教授

2. Ms. Nafissatou J. Diop 女性性器切除/割礼: 変革を促進するに関する UNFPA-ユニセフ合同プログラム上級顧問・コーディネーター

3. Ms. Olena Suslova(ウクライナ)女性情報協議センター・ウクライナ議会開発プロジェクト・ジェンダー主流化理事

4. Ms. Elisa Salinas メキシコ女性プロジェクト CEO

5. Chi Ivonne Leina カメルーン、ワールド・バルス

対話

欧州連合、南スーダン、イラン・イスラム共和国、中国、スイス、パキスタン、フィンランド、インドネシア、ニジェール、タンザニア連合共和国、スーダン、グアテマラ、米国、ジンバブエ、日本、タイ、ジャマイカ、カメルーン、コートジボワール、メキシコ、アラブ首長国連邦、ネパール、フランス、ニュージーランド、赤道ギニア、マラウイ、欧州連合、漸進的コミュニケーション協会、MenEngage グローバル

まとめ: 司会者

議長概要

1. 2015年3月16日に、婦人の地位委員会は、「ジェンダー平等を達成するために社会規範を変える: 期待と機会」と題する意見交換対話を開催した。委員会副議長の Pille Kesler(エストニア)がパネルの議長を務め、ダグ・ハマーショルド財団地域リフォーカス 2015年のディレクターである Anita Nayar(インド/米国)が討論を司会した。パネリストは、Stephanie Seguino ヴァーモント大学経済学教授(米国)、Nafissatou J. Diop 女性性器切除に関する UNFPA/ユニセフ合同プログラム: 変革を促進する上級顧問・コーディネーター(UNFPA)、Olena Suslova 女性情報相談センター創設ディレクター(ウクライナ)、Elisa Salinas 女性プロジェクト CEO(メキシコ)及び Chi Yvonne Leina ワールド・バルス(カメルーン)であった。

2. 参加者たちは、正規・非正規制度のみならず、すべての社会的相互作用に深く根付いており、ジェンダー平等に対する重大な障害となっている社会規範とジェンダー固定観念に対処する際に、いくつかの業績と好事例、課題と格差を明らかにした。

3. 多くの参加者たちは、特に女兒の教育に関して進歩は遂げられてきたけれども、女性は未だに労働市場と全体的経済への参画においては遅れをとっていると述べた。社会規範とジェンダー固定観念は、女性が賃金の低い職に就き、訓練機会もほとんどなく、生産資源へのアクセスも少ないことに繋がってきた。

4. 発言者たちは、社会規範と固定観念は、社会的に作られたものであり、従って変えることができることを強調した。それらは、女性と男性がマス・メディアで描かれる方法に表れ、教育制度とカリキュラムの中で考えられ、法律と政策とその実施で対象とされている。さらに、参加者たちは、社会規範と固定観念が、ジェンダー不平等と差別を助長する貧困、人種、民族性、障害、社会的包摂のような他の社会経済的要因と絡み合っていることを強調した。

5. 発言者たちは、変化はひとりで起こるものではなく、政治的公約、対象を絞った行動及び資金提供が必要であることで一致した。ジェンダーに対応した法律と政策は、女性が完全に経済に参画できるようにできる。参加者の中には、雇用への女性のアクセスと同一賃金、育児休業、公的に資金提供される育児、有償の病気休暇、特別措置の雇用と昇格を含め、包摂的な職場環境へのアクセスを高めることを保障する好事例を強調した者もあった。参加者たちは、女性の貸付と土地へのアクセスに関して差別的な法律、政策、慣行を女性の起業と経済的エンパワーメントに対する主要な障害として明らかにした。

6. 参加者たちは、女性を経済における平等な行為者として受け入れることが増えるにつれて、社会規範が徐々に変化する結果となる企業と公共の政策と慣行における変化を通して、

労働市場への女性の参入が増えることの重要性を強調した。参加者たちは、クオータ制やその他の奨励策を含め、特別措置法や政策を、民間・公共セクターにおけるリーダーシップの役割における長年のジェンダー格差を減らす際に特に効果的であると述べた。

7. 良好な社会・ジェンダー規範は、家族の統合と文化的アイデンティティに貢献できるが、有害な社会規範が根強く続いており、早期結婚、女性性器切除/割礼、乳房アイロン及びその他の形態の暴力という結果となっていることが述べられた。参加者たちは、法律を通して、これら有害な慣行を犯罪とすることの重要性を強調した。しかし、法律は、地域社会を含め、あらゆるレベルですべての利害関係者の完全なかかわりを得て完全に施行されなければならない。

8. 参加者たちは、完全な支援を達成し、良好な変革を起こし、後退を緩和するために、ジェンダーに対応した法律の実施は、意識啓発、能力開発及び地域社会レベルでのかかわりによって補われなければならないことを強調した。

9. 参加者たちは、社会規範を変える際には、市民社会団体のみならず、男性と男児、女性と女児、宗教と地域社会の指導者、公共・民間セクターを含め、すべての人々に果たすべき役割があることを付け加えた。参加者たちは、生涯にわたる差別を受けてきたかも知れない高齢女性を含め、さらなる決意をもって、地域社会の特別なグループに関わる必要性を強調した。男性と男児は、変革を起こす際の受益者としても主唱者としてもかかわるべきである。

10. 否定的用語から離れて良好な文言やメッセージを強調する効果的戦略の例が提供された。そのような取組は、さらなる福利、より多くの機会、経済成長及びより平等で繁栄する社会に貢献するであろう。地方の状況の調査と知識は、変革のための効果的突破口を明らかにするために重要であった。

11. ロール・モデルは、可能なものを特に目立つようにする手助けとなり、若い女性と男性を支援し、繋げ、変革の担い手のより幅広いネットワークを生み出すことができる。例には、科学・技術・工学・数学(STEM)のような非伝統的分野で活躍する女性が含まれた。これらロール・モデルの努力は、これら領域にアクセスし成功できることを保障する女性と女児の対象を絞った意識啓発、訓練及び指導によって補われる必要がある。

12. 参加者の中には、組織的に差別的で有害な社会規範とジェンダー固定観念に対処し、防止し、平等と人権の尊重の態度を奨励するための重要な突破口として、正規・非正規を含めたジェンダーに対応した教育制度を明らかにした者もあった。参加者の中には、ジェンダーに配慮したカリキュラムの開発を含め、女性と男性の社会における経験と役割、両親の積極的かかわりのみならず教員の訓練を反映したあらゆる側面での教育制度の改革の必要性を強調した者もあった。

13. 参加者たちは、差別的な社会規範とジェンダー固定観念に挑戦できるように、子どもたちが幼い時から自分の権利を知っていることの重要性を強調した。変革の担い手として両親は重要な役割を果たすが、ボトムアップの取組を通して、子どもたちと協力することが、両親や家族との対話の中で、新しい良好な規範とメッセージを身に付けさせる際に効果的であることが分かった。

14. 参加者の中には、人々の認識、社会的規範及びジェンダー固定観念を形成する際に、メディアと広告産業が果たすことのできる役割を認めた者もあった。これら産業は、こういった規範や固定観念を強化する代わりに、これに挑戦するだけの力を利用できる。参加者の中には、テレビや映画産業が、育児や家事に対する責任を共有する男性を含め、非伝統

的役割の女性と男性を徐々に描くにつれて、良好な社会規範を生じさせている自分たちの国の進歩を述べた者もあった。公共サービスの発表や広告キャンペーンが、広がった固定観念に対する意識を啓発する手助けができ、参加者たちは、ある国のそのようなスポットの例を観た。

15. 参加者たちによれば、インターネットやソーシャル・メディアを含めた情報コミュニケーション技術(ICTs)が、女性たちが自分たちの権利を主張し、差別的規範を壊し、暴力と差別の沈黙と恐怖を破る強力な手段となることができる。このような新しいメディアは、女性が自分たちの懸念を表明し、助言と連帯を求めて他の女性にリーチアウトし、ロールモデルと好事例にアクセスし、違った考え方にさらされる有力な手段となることができる。ICTsは、女性が自信をつけ、社会における建設的変革に向けて影響力を発揮する助けとなり、ジェンダーに対応したコンテンツを生み出し、草の根レベルを含め、ジェンダー平等アドヴォカシーに人々を動員する際に役立ってきた。しかし、テクノロジーが、支配と監視と搾取の新しい手段及びオンライン暴力のみならず、新しい形態の差別的規範と固定観念ももたらすという懸念が表明された。

16. 参加者たちは、特に農山漁村地域で、多くの女性がインターネットにアクセスする際に直面する課題を認めた。たとえインターネットが利用できる時でも、女性は、途方もない経費、信頼できない接続、または男性支配のサイバー・カフェを思いとどまらせる文化的規範のために、アクセスを欠いているかも知れない。こういった制限の中には、都会でも農山漁村地域でも携帯電話の利用が広がっているのを克服できるものもある。しかし、デジタル識字訓練と女性専用のサイバー・カフェといった形態を含め、大規模な投資が、女性と女兒がオンラインの情報、知識、ネットワーク及び学習機会から完全に利益を受け、これらを推進することを保障するために極めて重要であろう。

17. 参加者たちは、ジェンダー平等と規範や固定観念の変革に与えるインパクトを評価するために、性別データの組織的収集と分析のみならず、法律と慣行の厳しい監視と評価の必要性を強調した。これは、説明責任を強化するためのジェンダーに対応した企画と予算編成と結びつけられる必要がある。

18. 参加者たちは、良好な変革を規模拡大し、証拠に基づく意思決定のために、国々と地域にわたって、情報、経験、学んだ教訓と好事例の分かち合いを強化するよう、国々と国連機関に要請した。参加者たちは、高齢女性を含め、社会規範とジェンダー固定観念を変える際に、好事例と措置の効果に関する分析を分かち合うよう、特に国連ウィメンに要請した。

3月17日(火)午前 第13回会議

議事項目 3(a)(*継続*)

パネル 6

テーマ: 証拠を築き、結果を監視する: ジェンダー統計と指標

議長: Ms. Chritine Loew 委員会副議長(スイス)

司会: Ms. Marcela Eternod Aramburu メキシコ国内女性機関事務局長

パネリスト

1. Mr. Pali Lehohla 南アフリカ統計局統計総長
2. Ms. Nguyen Thi Viet Nga ヴェトナム統計総局統計家
3. Ms. Masako Hiraga 世界銀行開発データ・グループ上級統計家・経済学者
4. Ms. Keiko Osaki-Tomita 国連統計部人口学・社会統計課課長

意見交換対話

スーダン、スイス、ブルキナファソ、グアテマラ、フィンランド、インドネシア、中国、イラン・イスラム共和国、ケニア、ウガンダ、米国、タンザニア連合共和国、ジンバブエ、日本、イタリア、カメルーン、メキシコ、アラブ首長国連邦、フィリピン、トルコ、マリ、ネパール、チャド、ガボン、コートジボワール、中央アフリカ共和国、ベナン、モンゴル、サモア、欧州連合、国際ゲイ・レズビアン人権委員会

まとめ: 司会者

議長概要

1. 2015年3月17日に、婦人の地位委員会は、「証拠を築き結果を監視する: ジェンダー統計と指標」というテーマで、意見交換パネル討論を開催した。Ms. Christine Loew 委員会副議長(スイス)が議長を務めた。メキシコの国内女性機関事務局長の Marcela Eternod Aramburu が討論を司会した。パネリストは、経済社会問題局国連統計部(UNSD)人口社会統計課課長の Dr. Keiko Osaki-Tomita、ヴェトナム統計総局の統計家 Nguyen Thi Viet Nga、南アフリカの統計総長の Pali Lehohla、世界銀行開発データ・グループの上級統計家・経済学者の Masako Hiraga であった。討論への貢献には、30の加盟国と1つの地域グループからの発言と1つの市民社会の発言が含まれた。

2. 意見交換パネル討論の参加者たちは、「行動綱領」と今後のポスト 2015 年の開発アジェンダの実施を監視し、促進するという状況での性別データとジェンダー統計の作成・分析・普及における好事例と学んだ教訓、課題と格差を含め、いくつかの業績を明らかにした。

実施を促進するための優先事項としてのジェンダー統計

3. 参加者たちは、「北京行動綱領」の実施を促進するための質の高い、包括的で定期的なジェンダー統計と性別データの重要性を全員一致で確認した。参加者の中には、ジェンダー平等に関する政策と意思決定を特徴づけるためのデータ及び証拠に基づく企画、プログラム形成、評価の必要性を強調した者もあった。特定の領域のデータが女兒の教育と高等教育と産業セクターにおける女性の職業訓練の領域のように、イニシアティブのどこに重点を置くかを明らかにする手助けをすることにより、政策開発に影響を及ぼした例が提供された。参加者たちによれば、一つの例がどのようにデータが子どもと妊産婦死亡率を引き下げる介入に影響を及ぼしたかを示しているところで、ジェンダー統計と指標は、ジェンダー平等に向けた進歩を監視し、牽引する際に重要な役割を果たしている。

4. 参加者たちは、ポスト 2015 年の開発アジェンダにおいてジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒の人権に関する進歩を効果的に監視するために、ジェンダー統計と性別データの質、範囲、利用可能性を高めることの緊急性を認めた。アジェンダとターゲット全体にわたってジェンダー主流化の重要性に等しく重点が置かれる状態で、新しい枠組でジェンダー平等に関する独立した目標に対する広範な支持があった。

ジェンダー統計を制度化する努力を高める

5. 参加者たちは、ジェンダー統計の作成・調整・分析・普及を指導するための国の統計局の中心的役割を強調した。国の統計局は、男女の地位を監視し、セクターにわたって政策策定を特徴づけ、長期にわたってジェンダー平等に関する結果を追跡するために、正式に、首尾一貫して、定期的に収集されるデータを維持する際のその中心的役割に対して認められた。国々は、ジェンダー統計課またはフォーカル・ポイントの設立、国内統計計画と特別な政策の開発における優先事項としてのジェンダー統計の包摂、ジェンダー統計の作成に関するガイドラインのようなジェンダーに対応した統計制度を築くための特別なイニシ

ャティヴを強調した。

6. 参加者たちは、ジェンダー統計の作成・分析・普及及び利用には、国際・地域・国内・分権レベル及びセクター全体にわたる、市民社会及び女性団体との強力なパートナーシップと協働が必要であることを認めた。例えば、国内ジェンダー平等本部機構と国内統計局のような重要な省庁の間の2者協定、国内委員会、機関間グループ、協議会またはジェンダー統計タスク・フォースの設立及び多様な利害関係者の観測所の設立のような協働を支援するためのメカニズムの例がいくつか提供された。

7. 参加者たちは、国連統計部のジェンダー統計機関間専門家グループとジェンダー平等イニシアティブのための証拠とデータを通して、技術的交換とツールと方法論の分かち合いを促進するための地域・国際レベルでのパートナーシップの重要性に留意した。

ジェンダー統計の収集・作成・普及における革新

8. 国々の中には、国内ジェンダー指標に関して定期的に報告する努力とデータベースやその他の中央情報センターの設立を報告したところもあった。多くの場合、そのような努力は、「北京行動綱領」の12の重大問題領域と最低限のジェンダー指標のような地域的または国際的に合意された枠組に沿っている。各国政府は、「人口・保健調査」、「生活水準測定調査」、「女性の保健と女性に対する家庭内暴力に関する世界保健機関調査」、「ジェンダーに基づく暴力情報制度」及びとりわけ労働力調査または対象を絞った社会・経済問題に関する調査を含め、様々な手段を通してデータを収集してきた。大勢の参加者たちは、女性に対する暴力、労働力、生活時間、ワーク・ライフ・バランス、資産の所有権及び女性の貧困の経験のようなジェンダー統計を作成する際に、特別な革新的領域を強調した。

9. ジェンダー平等に関するデータを普及する努力は、参加者の中には監視報告書、年次成績表とジェンダーに基づくファクトシート及び様々なテーマに関するデータを含む出版物の例を提供する者もある状態で、強化されてきた。参加者たちは、公的生活、経済及び意思決定における女性代表者数のようなジェンダー平等の特別な領域の専門のデータベースの開発の例も提供した。

ジェンダー統計の格差と課題

10. 参加者たちは、第4回世界女性会議以来、主として保健と教育の領域で、また、ある程度労働力参加と女性に対する暴力に関連して、性別データとジェンダー統計において進歩が遂げられてきたが、かなりの格差と課題が根強く続いていることを強調した。

11. 国々の中には、行政データの改善、収集、分析、普及、利用及び重要なジェンダー平等問題に関する調査データの重要性を強調したところもあった。例えば、参加者たちは、マクロ経済、家庭内の資金と権力の配分、無償のケア労働と資産、公的・私的領域での女性の意思決定、サービスへのアクセスとその質、生活時間に言及して、経済に関連するジェンダー統計の欠如についての懸念を提起した。参加者たちは、異なった場でのあらゆる形態の女性と女兒に対する暴力を倫理的に測定する際の課題も強調し、暴力を防止する努力を特に特徴づけることができる新しいデータの必要性を述べた。参加者によれば、差別的な社会規範とジェンダー固定観念の傾向を捉え、監視する緊急の必要性を強調する者も、生活の社会的・経済的・市民的・政治的領域にわたって、不平等の底辺にある牽引力にさらなる注意が払われなければならない。気候変動と災害のジェンダーのインパクトに関するデータの欠如も行動の呼び掛けと共に提起された。

12. 参加者たちは、年齢別、障害別、場所別及びその他の差別の根拠別のみならず、性別データの欠如を周縁化されたグループの女性が経験するジェンダー不平等の範囲を包括的に

捉えることに対する主要な障害として明らかにした。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害の女性に関するデータの欠如が、注意を必要とする格差として強調された。人道状況でのデータ収集の難しさも提起され、結果として出てくる対象を絞った対応の課題も提起された。

13. 参加者たちは、一回限りの調査と多くの領域での組織的で定期的なデータの不在について懸念を唱えた。この点で、技術的能力、ジェンダー統計のための財源と人的資源の欠如が主要な障害として強調された。多くの参加者は、データの有用性とそれが政策に与えるインパクトを高めるための統計家と政策策定者との間のさらなる調整の必要性を述べた。

ジェンダー統計と指標を推進するための優先事項

14. 参加者たちは、「北京行動綱領」とポスト 2015 年の開発アジェンダの実施を促進する状況で、ジェンダー統計と指標を推進するための優先事項をいくつか明らかにした。参加者たちは、国内・地域・国際レベルでの統計能力への増額された投資とジェンダー統計の作成を要請した。特に、参加者の中には、ジェンダーの視点を国内調査手段(家庭、労働力、及びその他の調査)に統合する国内の統計機関と主要省庁の能力を築く必要性を強調した者もあった。さらに、国民登録制度のような行政の筋を通した質の高い統計を作成する国レベルの技術的・財政的能力の必要性も強調された。多くの加盟国は、財源、能力開発及び技術的支援で援助するよう、国連機関、ドナー及び世界銀行に要請した。

15. 参加者たちは、ポスト 2015 年の開発アジェンダのためのデータと統計の要件は、特に新しい枠組のすべての目標にわたってジェンダー平等を監視するための要件は実体的なものになることを確認した。参加者の中には、最低 52 のジェンダー指標が、ポスト 2015 年の開発アジェンダにおけるジェンダー平等を監視するための強力な基盤を提供すると述べた者もあった。しかし、参加者たちは、統計が国々によって定期的に作成されていないところで格差に対処する緊急の行動が必要とされると述べた。優先事項としてデータ格差に対処するための新しい基準と方法論を開発する必要性も強調された。

16. 増額された資金と能力開発と共に、参加者たちは、政策策定者、特に異なったセクターに亘る利害関係者からのジェンダー統計への公約の強化を要請した。高官の政治的リーダーシップが、ジェンダー統計の作成に関する政府省庁にわたる調整を高めるために緊急に必要とされた。さらに、参加者の中には、ジェンダー統計の利用者と作成者との間の対話の強化の必要性を強調した者もあった。政策策定におけるジェンダー統計の利用を高めるために、性別データのより良い普及とコミュニケーションに優先的注意が向けられる必要がある。

3月17日(水)午後 第14回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

Marie Aurore Marie-Joice Peraud モーリシャス ジェンダー平等・子ども・開発・家族福祉担当大臣、Lemina El Ghotob Ould Moma モーリタニア社会問題・子ども・家族担当大臣、Onitiana Realy マダガスカル人口・社会保護・女性保護担当大臣、Eugenie Yarafo 中央アフリカ共和国社会問題・ジェンダー推進・人道行動担当大臣、Marie Françoise Dikoumba ガボン保健・社会計画担当大臣、Monica Mutsvangwa(ジンバブエ)、Ibrahim Dabbashi(リビア)、Eden Charles(トリニダード・トバゴ)、Indranie Chandarpai(グァイアナ)、Edward Heidt(国際赤十字赤新月社連盟)、Inas Mekkawi(アラブ諸国同盟)、Ms. Ismail(イスラム会議団体(OIC))、Fatimata Dia Sow(西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS))、Ms. O'Connell(国際開発法団体)、Ms.

Khan(世界保健機関(WHO))、Malayah Harper(国連合同 AIDS 計画(UNAIDS))、国連貿易開発会議(UNCTAD)、Kevin Cassidy(国際労働機関(ILO))、Yamina Djacta 国連人間居住計画(UN ハビタット)、アクションエイド、アムネスティ・インターナショナル、アジア太平洋女性リソース調査センター(Abdul Momen Khan 記念財団、アジア太平洋女性監視機構、Shirkat Gah 女性資料センターも代表)、女性世界リーダーシップ/ポスト 2015 年女性連合センター、ドーン、欧州女性ロビー、Fundacion Para Estudio Investigacion de la Mujer、ヘルプエイジ・インターナショナル、国際女性調査センター、**国際大学女性連盟(IFUW)**、国際先住民族女性フォーラム、国際ペン、国際家族計画連盟、国際労働組合連合、IPAS

国際大学女性連盟のステートメント: 経済における女性の役割は、ポスト 2015 年のアジェンダーの重要な優先事項である。女性の経済的エンパワーメントは、持続可能な開発、社会変革、経済成長の基本である。ジェンダー格差は、科学・技術・工学・数学における職業上のリーダーシップにおいて特に重要であり、こういった産業への女性の参画が、革新と開発にとって極めて重要である。連盟は、とりわけ、特に同一労働同一賃金に関して、すべての国々が職場でのジェンダー差別に関する法律を制定し、施行し、すべての女兒と女性のために最高のレベルにまで生涯にわたる、安全で、質の高い教育と訓練への平等なアクセスを提供することを勧告する。学校、職業訓練センター及びその他の学習機関は、カリキュラムに事業に対する鋭い洞察力と金融識字を含めるべきであり、女兒は、科学・技術・工学・数学の領域と情報コミュニケーション技術を学ぶよう積極的に奨励されるべきである。

3月18日(水)午前 第15回会議

議事項目 3(a)(*継続*)

パネル 7

テーマ: 周縁化され、不利な立場に置かれた女性と女兒の権利を実現する

議長: Ms. Pille Kesler 委員会副議長(エストニア)

司会: Ms. Aida facio 法律と慣行における女性差別に関する作業部会委員

パネリスト

1. Dr. Kim Eun Mee 韓国国際協力機関顧問
2. Ms. Anasztazia Nagy ハンガリー・ロマ教育基金プログラム担当官
3. Ms. Teresia aNjoki Otleno ケニア HIV 感染女性国際コミュニティ・開発専門家
4. Ms. Petrona Laura Reyes Quino グアテマラ障害を持つ女性マヤ団体会員

意見交換対話

ニジェール、グアイアナ、フィンランド、イラン・イスラム共和国、米国、インドネシア、ウガンダ、パラグアイ、ブルキナファソ、スーダン、**日本**、中国、イタリア、ガボン、アラブ首長国連邦、メキシコ、イラク、モーリシャス、モロッコ、モーリタニア、フィリピン、マリ、ソロモン諸島、欧州連合、オーストラリア・レズビアン医学協会、国際プレゼンテーション協会、国際人権協会

司会者のまとめ

議長概要

1. 2015 年 3 月 18 日に、婦人の地位委員会は、「周縁化され、不利な立場に置かれた女性と女兒の権利を実現する」というテーマで意見交換パネルを開催した。Ms. Pille Kesler(エストニア)委員会副議長がパネルの議長を務め、Ms. Alda Facio 法律と慣行における女性差別作業部会委員が司会者を務めた。パネリストは、Ms. Kim Eun Mee(韓国)韓国国際協力機関、

Ms. Anaziaia Nagy(ハンガリー)ロマ教育基金、Ms. Teresia Otieno(ケニア)HIV 感染女性国際コミュニティ国際常任委員会、及び Ms. Fetrona Laura Reyes Quino(グアテマラ)グアテマラ障害女性マヤ団体会員であった。24 の加盟国と 3 つの NGO の代表者が意見交換討論に参加した。

2. 参加者たちは、国際条約と国内法に書かれているすべての人権と基本的自由への周縁化された脆弱な母集団の権利を再確認した。参加者たちは、周縁化され、不利な立場に置かれた女性と女兒が、その広範なニーズが開発において考慮に入れられ、その多様な背景と特徴が資産であるとみなされなければならないことを認めた。そのようなグループには、障害を持つ女性、先住民族女性、マイノリティ女性、移動女性、レズビアン、バイセクシュアル、性同一性障害者、間性の人々、移動者、亡命者、国内避難民女性、HIV 感染女性、若い女性、独身女性、高齢女性、寡婦及び農山漁村女性が含まれる。重なり合いに対する配慮---脆弱な、または排除されたグループのメンバーであることに加えて、ジェンダーのために、周縁化された脆弱なマイノリティ女性と女兒が直面する重複し重なり合う形態の差別と不平等---は、すべての女性と女兒がその人権を享受できるようにするすべての政策とプログラム介入と戦略の立案、実施、監視において考慮に入れられなければならない。教育が、すべての根拠に基づく周縁化を克服するための重要なツールであった。例えば、ジェンダーに対応した予算編成を通してジェンダーの視点を考慮に入れる必要のある国内予算にも、周縁化され、不利な立場に置かれた女性への重点が含まれる。

3. 参加者たちは、障害を持つ女性と女兒の権利を推進する国内レベルでの努力を論じた。憲法が、障害者の権利を認めている国々もある。障害者の権利を推進することを目的とする法律が制定され、国内行動計画が策定されてきた。障害者の権利を推進するための制度的枠組を提供するために、タスク・フォースや委員会が創設されてきた。参加者たちは、現金及び眼鏡、移動補助器具、補聴器のような現物措置を通して、障害者のために社会保護を提供するために導入されてきた措置の例も挙げた。特に障害を持つ女性と女兒を対象とする措置には、訓練センターの設立、奨学金及び少額金融プログラムが含まれた。交通機関、建物及びその他の障害者施設へのアクセス可能性を改善するための努力、並びにインフラ開発と紛争と自然災害の影響を受けた地域の再建における努力も払われてきた。障害者のケア提供者のニーズにも注意が払われた。

4. 参加者たちは、暴力を経験する危険が、開発途上国においても先進国においても、障害を持つ女性と女兒にとって時に高いことに懸念を表明した。このために、女性に対する暴力、特に障害を持つ女性と女兒に対する暴力と闘う際に、公共教育と意識啓発に高い優先順位が必要であった。

5. 農山漁村と遠隔地域における先住民族女性と女兒の脆弱性の重なり合いを含め、周縁化と脆弱性の条件が討議された。農業の食糧生産とエネルギー管理におけるその役割を考慮して、気候変動、自然災害及び環境悪化がこのグループの女性と女兒に与えるインパクトについて、特に懸念が提起された。貧困が農山漁村地域の女性の周縁化と脆弱性を助長していることを認めて、女性の経済的エンパワーメントが多くの加盟国の共通の優先事項であった。参加者たちは、特に持続可能な生計の機会の推進を通して、農山漁村地域の女性と女兒を特に対象とする努力もあることについて報告した。生産性と市場へのアクセス、少額貸付と保険へのアクセスを支援するプログラム及び生産網で女性の付加価値を高めるプログラムが、女性のためにそのような機会を拡大してきた例の中にあつた。

6. 農山漁村地域での保健ケアへのアクセスの改善は、例えば移動保健ケア施設を通して、周縁化された女性と女兒の権利の実現に貢献するもう一つの行動の領域であった。もう一つの優先領域は、農山漁村地域の女兒の教育を改善することであった。女性と女兒のため

に土地の権利の行使を強化する政策も権利の実現に貢献した。農山漁村の電化、道路の拡張、並びに住居の改装のようなインフラ開発も、農山漁村・遠隔地の女性と女兒に特に利益になるものとして明らかにされた。地方のガバナンス構造への女性の政治参画のみならず、女性団体と自助グループを支援することも、農山漁村の女性と女兒の周縁化を克服することに貢献したさらなる戦略であった。

7. 発言者たちは、HIV 感染の若い女性と女兒に関わることを通して、特に彼女たちの生活に影響を及ぼす意思決定を含め、ジェンダー不平等に対処し、HIV を助長する力関係に挑戦することの継続する緊急性を強調した。参加者たちは、HIV 感染女性が、到達できる最高の水準の健康を達成することに対する様々な障害を継続して経験していると述べ、強制不妊手術のような慣行を通じた、その性と生殖に関する権利の侵害についての懸念が表明された。HIV 感染女性は、比較的高い妊産婦死亡と制度的暴力と親密なパートナーからの暴力の高い発生率も経験していた。これに responding、HIV 感染女性の生計を強化するための手段としての栄養プログラム、出生前・出生後のケア、所得創出活動、条件付き現金給付を含め、HIV 感染女性のための支援プログラムが設置されてきた。同時に、参加者たちは、これら有望なプログラムと好事例の規模拡大と再現を要請した。

8. 参加者たちは、生涯を通して周縁化され、不利な立場に置かれている女性と女兒の性と生殖に関する健康と権利を実現する必要性を強調した。自分の身体を管理し、自由に責任をもって性と生殖に関する健康を含めた自分のセクシュアリティに関連する問題を、強制、差別及び暴力なく決定する女性の権利が述べられた。性と生殖に関する健康と権利を支持することは、HIV の予防と女性移動者の保護にとっての基本であった。従って、参加者たちは、自分のセクシュアリティと健康についての科学的知識を身に付けさせ、情報を得た決定ができるようにするために、女兒と男児のあらゆるレベルの教育で、質の高い包括的な性教育の実施を要請した。

9. 民族的マイノリティの女性は、ロマの民族的マイノリティの女性と女兒の例で説明されるように、その人権を実現する際に、特別な課題に遭遇していた。ロマ女性と女兒は、早期結婚、早期の学校からの落ちこぼれ率、弟妹を世話する若者、暴力、都市の中心部からの隔離のような文化的慣行のために、重複し、重なり合う差別を受けている。各国政府が、これらグループが直面する重なり合う差別を考慮に入れて、ロマ女性と女兒のような民族的マイノリティ女性のための特別行動と戦略を立案することが勧告された。周縁化と差別を克服するために、発言者たちは、早期に結婚する女兒が教育制度に再参入でき、教育成果を保証する第二のチャンス・プログラムを要請し、その例を挙げた。その他の手段には、有償のディーセント・ワークと政策と法律の企画と意思決定プロセスに参画する機会を提供する努力が含まれるべきである。ロマ女性と女兒が直面する重複し、重なり合う差別に注目する意識キャンペーンが強調された。

10. 参加者たちが政策改革・法改革における進歩を歓迎した時、彼らは、周縁化された脆弱な女性と女兒のニーズに対処する政策や法律の実施におけるかなりの格差についても懸念を唱えた。発言者たちは、周縁化され、不利な立場に置かれている女性と女兒のための各国政府、国際機関、市民社会の間のパートナーシップのみならず、セクター横断的な政策イニシャティヴを要請した。各国政府と国際団体は、重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性と女兒を特に対象とする資金を配分するべきである。重なり合う形態の差別の複雑性に対する理解を促進し、周縁化された女性と女兒のニーズを反映する国内対応を策定する際に助けとなるために、いくつかの要因別のデータ収集の重要性が強調された。

11. 変革のためのあらゆる戦略の重要な部分は、脆弱性と周縁化を経験している女性とその団体のアクティヴィズム、かかわり及び参画であった。そのような変革には、態度の変容

と社会変化、女性のロール・モデルの明確化と承認、あらゆるレベルの意思決定に参画するための周縁化され、脆弱な女性と女兒のための適切なスペースの醸成、社会保護の床と社会サービスと生産財、データ収集へのアクセス並びに政策開発と憲法改正と法改革を含めたトップ・ダウンとボトム・アップの取組が必要であった。

3月18日(水)午後 第16回会議

議事項目3(継続)

一般討論(継続)

女性団体国内同盟(NAWO)、ソロプティミスト・インターナショナル、民主主義を通じた平和のための寡婦(WPD)、アフリカ・メソディスト監督教会世界教会女性女性宣教師協会、女兒作業部会、ペルー先住民文化センター、国際民主弁護士協会・女性の地位ウィーン NGO 委員会メンバー団体、長老派教会(米国)、ラトガース財団、スティッチング・ラトガース WPR、YWCY/世界ガール・ガイド・ガール・スカウト協会

3月19日(木)午前 第17回会議

議事項目3(c): 第4回世界女性会議及び「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ: ジェンダー主流化、状況、プログラム上の問題

決議案の紹介

1. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2015/L.2)
主提案国: 南アフリカ(G77/中国を代表)

議事項目5: 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

パネル8

テーマ: ジェンダー主流化のための触媒としての婦人の地位委員会: 機能委員会との対話

議長: Her Excellency Kanda Vajrabhaya 委員会議長(タイ)

司会: His Excellency Martin Sajdik 経済社会理事会理事長(オーストラリア)

パネリスト

1. Her Excellency Benedicte Frankinet 人口開発委員会議長(ベルギー)
2. Her Excellency Simona Mirela Mieulescu 社会開発委員会議長(ルーマニア)
3. Her Excellency Bente Angell-Hansen 犯罪防止・刑事司法委員会副議長(ノルウェー)
4. Her Excellency Victoria Eomero 開発のため科学・技術委員会副議長(メキシコ)
5. Ms. Chandra Roy-Henriksen 先住民族永久フォーラム事務局チーフ(Ms. Dalee Sambo Dorough 先住民族永久フォーラム議長の代理)

意見交換対話

フィンランド、米国、ジャマイカ、インドネシア、ケニア、日本、マリ、メキシコ、モナコ、フィリピン、英国、クウェート

まとめ: 理事会理事長

議長概要

1. 2015年3月19日に、婦人の地位委員会は、「ジェンダー主流化のための触媒としての婦人の地位委員会: 機能委員会との対話」と題する意見交換パネルを開催した。パネルでは、

Ms. Kanda Vajrbhaya 閣下、委員会議長が議長を務め、Mr. Martin Sajdik 閣下経済社会理事会理事長が司会を務めた。パネリストは、Ms. Benedicte Frankinet(ベルギー)閣下人口開発委員会議長、Ms. Simona Mirela Miculescu 閣下(ルーマニア)社会開発委員会議長、Ms. Bente Angell-Hassen(ノルウェー)閣下犯罪防止刑事司法委員会副議長(ビデオで参加)、Ms. Victoria Romero(メキシコ)開発のための科学技術委員会副議長、及び Ms. Chandra Roy-Henriksen 国連先住民族問題永久フォーラム事務局長(Ms. Mariam Walter Mohamed Aboubakrine(マリ)先住民族問題永久フォーラム委員の代理)であった。

2. 「北京行動綱領」は、各国政府とその他の行為者に、「決定が下される前に、それぞれ女性と男性への効果の分析が行われ、不平等が永続化しないように、すべての政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化する積極的で目に見える政策を推進するよう」要請した。ジェンダー主流化に関する 1997 年の合意結論の中で、経済社会理事会は、ジェンダー主流化を、「法律、政策またはプログラムを含め、あらゆる領域とあらゆるレベルでの計画された行動の女性と男性にとっての意味合いを評価するプロセス。これは、女性と男性が平等に利益を受け、不平等を永続化させないために、男性のみならず、女性の懸念と経験を、あらゆる政治的・経済的・社会的領域の政策とプログラムの立案、実施、監視及び評価の不可欠の部分とする戦略である。主流化の究極の目的は、ジェンダー平等を達成することである」と定義した。経済社会理事会とその機能委員会を含めたすべての政府間機関は、検討中のすべての問題とそのマニフェスト内にジェンダーの視点を主流化することを要請されている。婦人の地位委員会は、ジェンダー主流化のための触媒として機能し、ジェンダー平等問題に対するその他の政府間機関の注意を高めるために活動する。

3. 機能委員会は、その作業にジェンダーの視点を主流化する様々な努力を払ってきた。人口開発委員会、開発のための科学技術委員会及び社会開発委員会は、貧困根絶、社会統合、ディーセント・ワーク、科学技術及び高齢化のような問題のジェンダーの側面を討議してきた。犯罪防止刑事司法委員会は、女性にとっての刑事司法と人身取引を含めた女性に対する暴力の様々な側面を検討してきた。特に開発のための科学技術委員会は、科学技術政策のジェンダーの側面に関する報告書と決議を見直すために、1995 年に設立された専門のジェンダー諮問理事会を有している。先住民族に関する永久フォーラムは、その第 3 回会期をすべて女性のための会期にした。機能委員会は、先住民族女性または障害を持つ女性のような女性と女兒の周縁化されたグループに影響を及ぼす側面を含め、ジェンダーの側面に対処する専門家テーマ別討議を開催してきた。委員会は、ジェンダー平等問題にさらなる可視性を与えてきた女性団体を含め、市民社会とかかわっている。

4. 機能委員会と先住民族問題永久フォーラムの決議は、貧困根絶、移動、保健、都会化、高齢化、科学・技術・革新におけるジェンダー格差の領域で女性が直面している機会と課題を強調して、ジェンダーの視点をますます組み入れてきた。委員会は、女性に対する暴力、人身取引または性と生殖に関する健康と権利に関するジェンダーに特化した決議も採択してきた。発言者たちは、他の機能委員会の優先問題に対処する婦人の地位委員会の決議を歓迎した。政策策定を特徴づけ、特別なジェンダー格差を埋めるための性別・年齢別・民族別データの重要性を仮定して、発言者たちは、そのようなデータとジェンダー統計や指標を継続して優先するよう婦人の地位委員会と統計委員会に要請した。

5. 発言者たちは、ポスト 2015 年の開発アジェンダの今後の実施におけるジェンダー主流化の重要性を認め、この点で、他の目標にジェンダーに配慮したターゲットを統合するのみならず、ジェンダー平等、すべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に関する独立した目標に対する提案を支持した。

6. 参加者たちは、ジェンダー主流化は、すべての領域に適用でき、従って、機能委員会の

作業の不可欠の部分でなければならないことで一致した。発言者たちは、様々な問題に関して、様々な手段を通してより密接な協働を支持し、テーマや問題に関する機能委員会の中のさらなる調和と調整を奨励した。発言者たちは、補完性を確保し、セクターに特化した付加価値を確保するために作業方法と作業計画に関するより密接な協働を勧告した。強化された調整は、機能委員会の中の相乗作用を最大限にすることを目的にするべきである。経済社会理事会の年次主要テーマも考慮に入れて、共通のテーマ別領域に関して合同の討論会を定期的に開催することもできよう。より強力な調整を促進するために、機能委員会のテーマとプロセスの地図作成を行うこともできよう。さらに、ジェンダー・フォーカル・ポイントを、その作業におけるジェンダー主流化を改善するために機能委員会内で任命することもできよう。強化された協働は、ポスト 2015 年の開発アジェンダとその他の政府間プロセスに関する討議に関してジェンダー平等に関する共通のメッセージ作成も促進できよう。

7. その作業におけるジェンダー主流化を促進する際に、それぞれの機能委員会の事務局の重要な役割が強調された。発言者たちは、事務総長報告書がジェンダー問題を反映し、委員会事務局が協働して活動し、討議のための共通のテーマを明らかにする必要性を強調した。機能委員会の事務局は、委員会に必要な支援を提供するためにも必要であった。事務局は、国連女性とジェンダー平等機関間ネットワークに代表者を送るべきである。

8. 参加者たちは、婦人の地位委員会の今会期中の機能委員会議長・副議長との討論を歓迎し、そのような討議を促進し、ジェンダー主流化に関する技術的専門知識を提供する際の国連ウィメンの役割を称賛した。参加者たちは、機能委員会間のそのような対話の継続を奨励し、その他の横断的テーマに関して同様の対話を行うことを検討することを提案した。機能委員会の作業を超えて、参加者たちは、セクターにわたり、すべての政府間プロセスで、すべてのフォーラムで、市民社会団体に安全なスペースを提供するために、ジェンダー主流化に対する包括的取組を確保するための政治的リーダーシップを示すよう加盟国に要請した。

9. 発言者たちは、国内レベルでセクターにわたってどのようにジェンダー平等を主流化しているかの例を提供した。これらには、女性問題またはジェンダー顧問事務所のような制度的メカニズムの設置、政策、計画及びプログラムにジェンダー主流化の統合を支援するための省庁にわたるジェンダー・フォーカル・ポイントの任命、ジェンダーに対応した予算編成の方法論の採択、性別・年齢別のデータ収集を含めた監視と説明責任のためのメカニズムの設置、及びそれぞれの政府機関によるジェンダー主流化努力と結果に関する定期的報告の制度化が含まれた。

10. 参加者たちは、ジェンダー分析、性別・年齢別データの収集と利用に関するスキル訓練と能力開発を含め、監視と評価にジェンダーの視点を統合して、成功するジェンダー主流化を確保するための具体的努力を明らかにした。ジェンダー主流化に加えて、発言者たちは、政策に対する人権に基づく取組も要請した。

3月19日(木)午後 第18回会議

議事項目 5(継続)

パネル 9

テーマ: 「ミレニアム開発目標」から「持続可能な開発目標」への移行を管理する: 変革を活気づけるために MDGs から学んだ教訓
議長: Mr. Mohamed ElBahi 委員会副議長(スーダン)

司会: Ms. Magdalena Sepulveda Carmona 国連社会開発調査研究所上級調査フェロー
パネリスト

1. Ms. Gita Sen インド管理研究所公共政策教授
2. Ms. Noelene Nabulivou フィジー平等のための多様な声と行動プログラム顧問
3. Ms. Irene Esambo コンゴ民主共和国正義と安保理決議 1325 号センター会長
4. Mr. John Hendra ポスト 2015 年開発アジェンダのための「目的にかなった国連」上級コーディネーター

意見交換対話

スーダン、スイス、インドネシア、ウガンダ、イラク・イスラム共和国、グァイアナ、ティンランド、タンザニア連合共和国、キューバ、トルコ、イタリア、オーストラリア、メキシコ、セネガル、マダガスカル、ソロモン諸島、ネパール、欧州連合、バングラデシュ女性商工会議所、全世界女性の繁栄

まとめ: Ms. Lakshmi Puri ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務局
局長補

議長概要

1. 2015 年 3 月 19 日に、婦人の地位委員会は、「MDGs から SDGs への移行を管理する: 変革を活気づけるために MDGs から学んだ教訓」というテーマで意見交換パネル討論を開催した。会議は、Mohamed ElBahi 委員会副議長(スーダン)国連社会開発調査研究所上級調査フェローが議長を務め、極度の貧困と人権に関する元国連特別報告者 Magdalena Sepulveda Calmona が討議を司会した。パネリストは、バンガロア、インド管理機関、公共政策元教授・パーヴァード大学世界保健人口助教授 Gita Sen、Noelene Nabulivou フィジー平等のための多様な声と行動・ドーン准会員、コンゴ民主共和国司法調査決議 1325 号センター会長 Irene Esambo 及びポスト 2015 年開発アジェンダのための「目的にかなう」上級コーディネーター John Hendra であった。討議への貢献には、17 の加盟国、1 つの地域グループ、2 つの市民社会団体からの発言が含まれた。Lakshmi Puri 国連ウィメン副事務局長が閉会挨拶を行った。

2. 意見交換パネル討論の参加者たちは、ジェンダーの視点から「ミレニアム開発目標(MDGs)」の実施から学んだ教訓に重点を置き、女性と女兒のための今後の「持続可能な開発目標(SDGs)」の効果的実施を確保するための優先事項を明らかにした。

「持続可能な開発目標」のための中心的優先事項としてのジェンダー平等

3. ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権が今後の SDGs の中心的優先事項であるとの広範な確認があった。参加者たちは、MDGs によってカバーされる領域を基に拡大するジェンダー平等に関する独立した目標の必要性に関して合意した。この点で、多くの参加者たちは、妊産婦死亡、家族計画へのアクセス、女性の政治参画、水と下水処理、貧困根絶、ディーセント・ワークへのアクセス及び万人のための質の高い教育のような領域に関連して、MDGs の未完の仕事を完成することの重要性を強調した。前途を見据えて、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーする」ことに関する無期限作業部会の提案されている SDG 5 に反映されているように、SDGs のジェンダー平等へのより包括的取組に対する支援があった。

4. 参加者たちは、持続可能な開発と万人のための人権を達成するために、ジェンダー不平等は、経済的・社会的・環境的という 3 つの側面すべてで対処されなければならないと、枠組全体にわたる目標、ターゲット、指標を通して、組織的なジェンダー主流化が、より幅広くジェンダーの視点の統合を確保する基本であることを強調した。

5. 参加者たちは、重複し、重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒のために目標とターゲットが実施され、監視されることを保障するためには、国の平均を超えて見ることが今後のアジェンダにとって重要であることで一致した。

6. 参加者の中には、すべての人権が SDGs の実施の中心となることの重要性を強調した者もあった。特に、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「北京宣言と行動綱領」のような規則の枠組に沿い、これに基づくことの重要性が強調された。

優先事項としてのより強力な監視・説明責任メカニズム

7. 参加者たちは、女性と女兒に関する世界的公約が、ポスト 2015 年の状況で実現されることを保障するために、より強力な監視メカニズムと説明責任制度の必要性を強調した。すべての政策とプログラムにわたる組織的なジェンダー主流化を確保するメカニズムが特に強調された。提起された効果的な説明責任制度と監視メカニズムの例には、議会の見直し、同輩見直しメカニズム、目標の監視のための省庁間タスクフォース及び国の報告の確固とした制度が含まれる。参加者たちは、女子差別撤廃委員会や普遍的定期的レビューのような人権条約機関とメカニズムが、監視努力においてより効果的に利用できることも勧告した。

8. ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒の人権に向けた進歩を効果的に監視するための重要な課題は、質の高い性別データとジェンダー統計の欠如であるとの見解が表明された。この点で、包括的にジェンダー不平等を測定し、理解するための統計能力を高め、女性と女兒のためのすべての SDGs の進歩を監視し、その実施を評価するための投資の必要性が提案された。最も周縁化されたグループの女性と女兒の進歩を監視するための多様な要因別分類も述べられた。

9. 参加者たちは、女性と女兒のために SDGs を果たす際にすべての国々を支援する際の国連システムの役割も認め、パートナーシップの確立のみならず、SDGs を実施するための国内企画と報告を支援するよう国連システムに要請した。

10. 参加者たちは、ジェンダーに特化した問題を提起し、政策とプログラムの実施を監視する際の女性市民社会団体の重要な役割も確認した。参加者の中には、女性市民社会団体のためのスペース、資金、支援を増やす必要性を認めた者もあった。

今後のアジェンダの野心にマッチするために必要な投資

11. 女性と女兒のための MDGs の実施のための資金不足が、ターゲットの達成に対する大きな障害として強調された。参加者たちは、国内ジェンダー平等メカニズムのためのみならず、ジェンダー平等法、政策及び国内行動計画の実施に配分される資金の不十分さの例を挙げた。参加者たちは、社会保護、保健、教育及び水と下水処理のようなセクターに配分される資金の低いレベルにも留意した。

12. ジェンダー平等への投資を増やすことが、SDGs を効果的に実施するための緊急の優先事項として強調された。参加者たちは、今後のアジェンダには、ジェンダー平等のための増額された政府開発援助のみならず、国内予算におけるすべてのセクターにわたってジェンダー平等への配分を増やすために国内資金の動員が必要であることで一致した。南南協力の重要性も強調された。

13. 参加者たちは、マクロ経済政策とジェンダー平等と持続可能な開発成果の間のさらなる調整を確保する必要性も提起した。参加者たちは、ジェンダー平等への投資を増やすために、マクロ経済政策が財政スペースを拡大する必要性を強調した。ジェンダーに対応した

予算編成と企画が、ジェンダー平等への投資を監視し、透明性を確保するための効果的戦略として強調された。

ジェンダー平等のための機能的環境の必要性

14. 参加者たちは、ジェンダー平等のために機能的環境を醸成することが、女性と女兒のために SDGs が効果的に実施されるための重要な優先事項である必要があることを強調した。参加者たちは、2007/2008 年の金融危機が女性と女兒のための MDGs の達成に与えた否定的インパクトに注意を引き、すべての国々がジェンダー平等と持続可能な開発成果を達成できる公平で公正な国際貿易・金融体制を含め、世界的な経済構造を築く必要性を強調した。参加者たちは、ジェンダーの視点が世界的パートナーシップ、技術移転及び能力開発をめぐる今後の公約に統合される必要性を強調した。

15. 参加者たちは、特に最も周縁化された女性と女兒にとって、気候変動によって提起される現在及び今後の課題について警告した。この点で、参加者たちの中には、新しい気候協定が、ジェンダー平等に適切に対処する重要性を強調した者もあった。経済的・社会的・環境的という持続可能な開発の 3 つの側面の SDGs の実施への統合を確保することも、優先事項として強調された。

16. 紛争の悪影響を受けた国々における女性と女兒のための MDG ターゲット応える際の特別な課題が、参加者たちによって提起された。この点で、参加者たちは、今後の「持続可能な開発目標」の実施が、安全保障理事会決議 1325 号の実施のような女性・平和・安全保障に関する重要な世界的公約に沿うべきであることを提案した。

3月20日(金)午前 第19回会議

議事項目 2: 議事及びその他の組織上の問題の採択

決議の採択

2. 婦人の地位委員会の今後の組織と作業方法(E/CN.6/2015/L.5)---PBI なし

提案者: 委員会議長 Kanda Vajrabhaya(タイ)(非公式折衝にに基づき)

コンセンサスで決議を採択し、採択を求めて経済社会理事会に提出

決議内容

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会が、その作業のインパクトをさらに高める目的で、2006年7月25日の決議 2006/9 で理事会によって採択され、2009年7月28日の決議 2009/15 で確認されたその作業方法の機能を見直すことを決定した 2013年7月24日の決議 2013/18 を想起し、

第4回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回別総会の成果のフォローアップに対する婦人の地位委員会の主たる責任を再確認し、

委員会の作業組織が、「北京宣言と行動綱領」⁶及び第23回特別総会の成果⁷の実施を推進することに貢献するべきことを認め、

「北京宣言と行動綱領」、第23回特別総会成果及び「女子に対するあらゆる形態の差別の

⁶ 1995年、9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、付録I及びII。

⁷ 総会決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

撤廃に関する条約」⁸の下での責務の成就が、女性と女兒の人権の実現のみならず、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成する際に、相互に補強し合うものであることも認め、

ジェンダー主流化が「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施における重要な戦略となっていることを再確認し、ジェンダー主流化を推進する際の委員会の触媒的役割を強調し、

委員会の作業を支援する際のジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の重要な役割を認め、

「北京宣言と行動綱領」の実施とこの点での委員会の作業を推進する際に、NGO 並びにその他の市民社会行為者の重要性も認め、

経済社会理事会が、合意された年次テーマに沿ってその作業に適宜貢献するようその補助機関に勧めることと規定している経済社会理事会の強化に関する総会決議 61/16 の実施の見直しに関する 2013 年 9 月 20 日の総会決議 68/1 を想起し、

ポスト 2015 年の開発アジェンダの策定とこの点での委員会の作業の関連性に留意し、

1. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会成果のフォローアップに対する婦人の地位委員会の主たる責任を再確認し、そのマンデート及び全体的な政策策定におけるその重要な役割、及びすべての女性と女兒のすべての人権と基本的自由の完全実現が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成にとっての基本であることを認めている「北京宣言と行動綱領」の実施と監視を調整する際のその重要な役割をさらに再確認する。

2. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進するために、2015 年 9 月に国連首脳会合で採択されることになっているポスト 2015 年の開発アジェンダのフォローアップにも委員会が貢献するであろうことを確認する。

3. 委員会が、経済社会理事会の作業に貢献するために、理事会の合意された主要テーマのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの側面に関して報告することを決定する。

4. 委員会の会期には、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント並びにその人権の実現のための政治的公約を再確認し、強化し、高官のかかわりと委員会の審議の可視性を確保するために閣僚セグメントが含まれ、そのセグメントには、経験、学んだ教訓及び好事例を交換するための閣僚ラウンド・テーブル、またはその他の高官意見交換対話、並びに第 4 回世界女性会議と第 23 回特別総会のフォローアップに関する一般討論が含まれることになることも決定する。

5. 委員会は、第 4 回世界女性会議と第 23 回特別総会のフォローアップに関する閣僚セグメント中に始まる一般討論を毎年継続して開催し、ステートメントが、優先テーマと見直しテーマに関連する格差を埋め、課題に応えるために達成された目標、遂げられた業績、及び継続中の努力を明らかにすることを勧告する。

6. 一般討論中に行われるステートメントは、委員会ビューローによって会期に先立って決定され、議長によって首尾一貫して適用される厳しい時間制限を継続して受けることになることを決定する。

7. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果及び 2015 年 9 月に国連

⁸ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

首脳会合で採択されるポスト 2015 年の開発アジェンダへの予想される関連性に基づいて、各会期で、継続して一つの優先テーマを検討することも決定する。

8. 優先テーマの委員会の検討は、国内・地域・国際的経験、学んだ教訓、好事例及び証拠、調査及び評価に基づく新しい洞察の交換に基づく実施を促進するために、重要な政策イニシャティヴと戦略を明らかにするための 2 つを超えない意見交換専門家パネルまたはその他の意見交換対話を通して、対話とさらなる行動に対する公約を強化するために、現在の課題の状況で公約の実施を促進するための方法と手段に重点を置き、専門家パネルには、各国政府、国連システム、市民社会及び検討中のテーマに関して活動しているその他の利害関係者グループからの専門家を含めることもできることをさらに決定する。

9. 優先テーマに関する年次討論の成果は、残る格差を埋め、課題に答え、各国政府、関連政府間機関、国連システム及びその他の関連利害関係者のメカニズムや機関が行う実施を促進する手段と措置のための行動志向の勧告に重点を置く、すべての加盟国によって折衝される短い、簡潔な合意結論という形を取り、合意結論は国連システムに広く普及され、フォローアップ行動を奨励するために、加盟国によって、自国の一般の人々に広く普及されることとすることを決定する。

10. ジェンダーの視点へのさらなる注意が必要とされる国連内で計画されている活動のみならず、世界・地域レベルでの発展を考慮に入れて、経済社会理事会のアジェンダ、特に適宜理事会の年次主要テーマにある関連問題に注意を払って、必要に応じて委員会は、継続して新たに出現する問題、傾向、重点領域及び女性と男性との間の平等を含め、時宜を得た検討を必要とする女性の状況に影響を与える問題に対する新しい取組を討議することも決定する。

11. 会期に先立って、地域グループを通してすべての加盟国と相談して、その他の関連利害関係者からのインプットを考慮に入れて、意見交換対話を通して、委員会による検討のためのそのような新たに出てきている問題、傾向、重点領域または新たな取組を明らかにするよう要請する。

12. その新たに出てきている問題、傾向、重点領域または新たな取組に関する討論の結果が、ビューローのメンバーを通して地域グループと相談して準備される委員会議長による概要という形となることを決定する。

13. 毎年、委員会は、以下を含めた意見交換対話を通して、その見直しテーマとして、以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価することも決定する：

(a) 異なった地域の加盟国が、国内・地域の経験を通して、促進された実施のための手段を明らかにする学んだ教訓、課題及び好事例を、任意で発表すること。

(b) 国内・地域・世界レベルでテーマに関するデータの強化された収集、報告、利用、分析におけるデータ格差と課題に対処することを通して、促進された実施を支援し、達成するための方法。

14. 見直しテーマに関する討論の成果が、ビューローのメンバーを通して地域グループと相談して準備される委員会議長による概要という形態をとることをさらに決定する。

15. 関連プロセスにおいてビューローと相談して、適宜、情報交換とその作業の成果、共同の非公式意見交換行事及び議長の参画を通して、特にその他の政府間プロセスと機能委員会との協力を拡大することにより、2015 年 9 月に国連首脳会合で採択されることになっているポスト 2015 年の開発アジェンダの実施の支援を含め、国連システムでのジェンダー

主流化のためのその触媒的役割をさらに高めるよう委員会に要請する。

16. 適宜、委員会の討議に貢献するよう、女子差別撤廃委員会を含めたすべてのジェンダーに特化した国連機関及びその他の関連国連機関に勧める。

17. 委員会の作業に継続して貢献するよう地域委員会に勧める。

18. ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント推進における NGO の伝統的重要性に鑑みて、1996年7月23日の経済社会理事会決議 1996/6 及び 1996年7月25日の決議 1996/31 に従って、そのような団体が、できる限り委員会の作業と第4回世界女性会議に関連する監視と実施プロセスに参画するよう奨励されるべきであり、基盤の広い参画と情報の普及を促進するために、NGO とのコミュニケーションの既存のチャンネルの完全利用を確保する適切な取り決めをするよう事務総長に要請する。

19. 経済社会理事会決議 1996/6 及び 1996/31 に従って、地理的配分を考慮に入れて、パネル及び意見交換対話中、並びに一般討論の終りに、会期に関連するテーマに関してステートメントを行う時間を配分することを含め、委員会の作業に貢献する NGO のための既存の機会を強化することも決定する。

20. 委員会の会期にあたって開催されるサイド・イベントのプログラムのみならず、列国議会同盟によって開催される年次議員会合の継続及びその委員会の討議への貢献に感謝と共に留意する。

21. 議員、存在するところでは国内人権機関の委員及び適宜 NGO 及びその他の市民社会行為者の代表のみならず、技術的専門家、検討中のテーマに関連する専門知識を持つ省庁を含め、企画と予算編成の専門家及び統計家を委員会への代表団に含めることを検討するようすべての加盟国を奨励する。

22. 加盟国との相談のみならず、定期的な説明会を通して会期の準備において継続して行動志向の役割を果たすよう委員会ビューローを奨励する。

23. 対話を奨励し、作業のインパクトを高めるために、加盟国と関連利害関係者をかかわらせる高官行事と閣僚・専門家ワークショップのような意見交換対話を継続して提案するようにも委員会ビューローを奨励する。

24. 成果のフォローアップと実施のための基盤を強化するために、適宜、国内・地域・世界レベルで委員会のそれぞれの会期のための包括的準備を行うよう各国政府とすべてのその他の利害関係者を奨励する。

25. その作業にテーマ別取組を継続して適用し、予見性と準備のための適切な時間があるように、複数年にわたる作業計画を採用するよう委員会に要請し、優先テーマを選ぶ際には、委員会は、相乗作用を生み、経済社会理事会制度と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの作業に貢献するために、「北京行動綱領」と第23回特別総会の成果に加えて、2015年9月に国連首脳会合で採択されることになっているポスト2015年の開発アジェンダのみならず、経済社会理事会の作業計画を考慮に入れるべきである。

26. さらに行動のための結論と勧告を含め、優先テーマに関する報告書を、毎年委員会に提出するよう事務総長に要請する。

27. 国内レベルでの見直しテーマに関して遂げられた進歩に関する報告書を毎年委員会に提出するようにも事務総長に要請する。

28. ジェンダーの視点の主流化に関する経済社会理事会への年次報告書の中で、国連システム内の討論への婦人の地位委員会のインプットのインパクトの評価を国連システムのすべての政策とプログラムに含めるように、さらに事務総長に要請する。

29. 委員会が今後の複数年にわたる作業計画を決定する第 60 回会期で、委員会が、2015 年 9 月に国連首脳会合で採択することになっているポスト 2015 年の開発アジェンダに作業計画が沿うようにする目的で、それらをさらに見直すことを決定する。

議事項目 3(継続)

決議の採択

3. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2015/L.2)---PBI なし
主提案国: 南アフリカ(G77/中国を代表)
共同提案国: トルコ
共同提案国辞退: パレスチナ国
票決前ステートメント: イスラエル、オランダ(欧州連合を代表)
賛成 27 票、反対 2 票、棄権 13 票で決議を採択し、採択を求めて経済社会理事会に送付
票決後ステートメント: 米国、日本、パレスチナ国

決議内容

経済社会理事会は、

感謝と共に事務総長報告書⁹を検討し、

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」¹⁰、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ 260、第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」¹¹及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果¹²を想起し、

2014 年 6 月 12 日の決議 2014/1 及び武力紛争の防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 及び女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)及び 2013 年 10 月 18 日の 2122 号(2013 年)を含めたその他の関連国連決議も想起し、

文民の保護に関係しているので、「女性に対する暴力撤廃宣言」¹³をさらに想起し、

「市民的・政治的権利に関する国際規約」¹⁴、「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」¹⁴及び「子どもの権利に関する条約」¹⁵を想起し、これら人権条約が、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地で尊重されなければならないことを再確認し、

人権理事会の関連決議も想起し、

⁹ E/CN.6/2015/5。

¹⁰ 1985 年 7 月 15-26 日、ナイロビ、国連婦人の 10 年の業績を見直し評価するための世界会議: 平等・開発・平和報告書(国連出版物、販売番号 E.85.IV.10)、第 I 章、セクション A。

¹¹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 II。

¹² 総会決議 S-23/2、付録、及び決議 S-23/3、付録。

¹³ 総会決議 48/104 を参照。

¹⁴ 総会決議 2200A(XXI)、付録。

¹⁵ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

最近のパレスチナ国によるいくつかの人権条約及び核心となる人道法条約への加入に留意し、

継続する違法なイスラエルの占領の厳しいインパクトとそのすべての形態から生じる東エルサレムを含む被占領地のパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明し、

家屋の破壊、パレスチナ人の立ち退き、居住権の取り消し、恣意的拘禁と投獄及びパレスチナ文民とその財産に対するエスカレートする入植者の暴力並びに貧困、失業、食糧の不安定、不適切な水の供給と危険な飲用水、ドメスティック・ヴァイオレンスの発生、重大な人道危機が継続して女性と女兒の状況に深刻な影響を与えている特にガザ地区でのトラウマの上昇する発生と心理的福利の衰退を含めた衰退する保健、教育、生活水準の高い割合を含め、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性と女兒が直面している増加する困難について重大な懸念を表明し、

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地でのパレスチナ女性と女兒の恐ろしい経済的・社会的条件及び特に遊牧民社会での文民の強制移動と2国解決策に基づく平和に対する大きな障害となり続けている入植地と壁の建設と拡大に関連する土地の差し押さえ、出生前ケアと安全な出産、教育、雇用、開発、移動の自由のための妊婦の保健サービスへのアクセスを含め、保健ケアへの権利に悪影響を及ぼしてきた東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体にわたる許可体制を含め、継続する閉鎖と人と品物の移動制限を含め、継続するイスラエルの違法な慣行の厳しいインパクトから生じる組織的人権侵害を嘆かわしく思い、

2014年7月と8月のガザ地区内外での武力紛争と、何百人もの子ども、女性及び高齢者を含む何千人ものパレスチナ文民の殺害と傷害を含めた文民の死傷、並びに学校、病院、水、下水処理、電気ネットワーク、産業・農業資産、公共機関、宗教施設及び国連の学校と施設を含めた家屋と重要な文民インフラの広範な破壊並びに何十万人もの文民の強制移動及び人道・人権法を含めた国際法の違反を非難し、

2008年12月から2009年1月まで及び2012年11月のイスラエルの軍事作戦の長期的な否定的インパクトのみならず、2014年7月と8月のイスラエルの軍事作戦から生じた状況及びガザ地区の文民、特に女性と子どもの生活のあらゆる側面に悪影響を及ぼしてきた占領軍であるイスラエルによる再建プロセスの継続する妨害のみならず、国境検問所の長引く閉鎖と人と品物の移動に課されている厳しい制限より成る継続する閉鎖を含め、特にガザ地区での重大な社会経済的・人道的状況について深刻に懸念し、

国際人道法に従って、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通じたパレスチナ文民の安全と保護を保証するために取られるべき措置の必要性を強調し、

パレスチナ人女性とその家族が直面している恐ろしい社会経済的・人道状況を緩和するために支援、特に人道支援を提供することの重要性も強調し、特にガザ地区の重大な人道危機に応じて、国連機関及びその他の国際援助団体によって提供されつつある重要な努力と支援を認め、

2014年10月12日の「パレスチナとガザ再建のためのカイロ国際会議」の開催を歓迎し、パレスチナ人女性とその家族の窮状を緩和するために極めて重要な人道支援と再建プロセスの提供を促進するための誓約金の時宜を得た、完全な支払を要請し、

この地域のすべての女性の安全と福利を確保する努力の一部として、紛争防止と紛争の平和的解決に関する平和構築と意思決定における女性の役割を高めることの重要性を繰り返し述べ、平和と安全保障の達成、維持、推進のためのすべての努力への女性の平等な

参画とかかわりの重要性を強調し、

1. イスラエルの占領が、依然としてパレスチナ女性の地位の向上、自立、その社会の開発への統合に関してパレスチナ女性にとっての主要な障害であることを再確認し、紛争防止と解決に関する意思決定におけるその役割を高め、平和と安全保障の達成、維持、推進へのその平等な参画とかかわりを確保する努力の重要性を強調する。

2. この点で、特にガザ地区の人道危機と莫大な再建・回復ニーズに対処するために、パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい人道危機を緩和するために努力して、必要な支援、特に緊急支援とサーヴィスを継続して緊急に提供し、すべての国際支援プログラムにジェンダーの視点を統合して、関連パレスチナ機関の再建を手助けするよう、国際社会に要請し、世界銀行、国際通貨基金及び国連を含めた国際機関によって確認されたように、独立したパレスチナ国の機関を建設する際のパレスチナ政府の業績を推奨し、これら努力に対する継続する支援を要請する。

3. パレスチナ女性とその家族の窮状を緩和するための基本である人道支援と再建プロセスの提供を促進するために、2014年10月12日に開催された「パレスチナとガザ再建のためのカイロ国際会議」でなされたすべての誓約を遅滞なく果たすようにも国際ドナーに要請する。

4. 占領軍であるイスラエルが、パレスチナ女性とその家族の権利を保護するために、「世界人権宣言」¹⁶、1907年10月18日の「ハーグ第IV条約」の付録である「規則」、1949年8月12日の「戦時の文民保護に関連するジュネーブ条約」¹⁷の規定と原則及び「国際人権規約」¹⁴を含めた国際法のすべてのその他の関連規則、原則及び国際法文書に完全に従うよう要求する。

5. パレスチナ女性と女兒の人権の推進と保護に特別な注意を継続して払い、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性とその家族が直面している困難な条件を改善する措置を強化するよう国際社会に要請する。

6. 関連国連決議に従って、すべての難民と強制移動させられたパレスチナ人女性と子どもとその家と財産への帰還を促進するようイスラエルに要請する。

7. 中東における包括的な平和の実現のために、2国解決策という国際的に認められた根拠に従ってイスラエル・パレスチナ紛争とアラブ・イスラエル紛争全体の正当で、永続的で、平和的解決のために、例外なく、すべての核心的問題を含め、すべての未決の問題を解決することにより、1967年に始まったイスラエルの占領の終結を遅滞なく達成するための明確なパラメーターに基づき、時期を定めて、平和条約の締結を推進し、促進することを目的として努力を新たにすよう国際社会に要請する。

8. 監視を継続し、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」¹⁰、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ260、「北京行動綱領」、「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発目平和」と題する第23回特別総会の成果¹²に関連して行動をとるよう婦人の地位委員会に要請する。

9. 状況の見直しを継続し、事務総長報告書⁹に述べられている手段を含め、あらゆる利用できる手段でパレスチナ女性を支援し、本決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会より提供される情報を含め、第60回婦人の地位委員会に報告書を

¹⁶ 総会決議217A(III)。

¹⁷ 国連、条約シリーズ、第75巻、第973号。

提出するよう事務総長に要請する。

口頭による決定

1. 議長の提案に基づき、いくつかの委員会に提出された文書に留意

議事項目 4: 女性の地位に関する通報

議長は、2015年3月18日(水)の第16回非公開会議で、委員会が女性の地位に関する通報作業部の報告書に留意したことを想起し、その全部を委員会報告書に含めることを決定した。

議事項目 5: 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

口頭による決定

2. 議長の提案で、委員会はいくつかの委員会に提出された文書に留意

議事項目 6: 第60回委員会のための暫定アジェンダ

委員会は第60回委員会のアジェンダ(E/CN.6/2015/L.3)を検討し、暫定アジェンダーを承認

議事項目 7: 第59回委員会報告書の採択

副議長兼報告者(スーダン)が第59回委員会報告書案を紹介

委員会は第59回委員会報告書案(E/CN.6/2015/L.4)を採択し、その完成を報告者に依頼

第59回委員会閉会

閉会挨拶: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための事務次長・国連ウィメン事務局長及び委員会議長

3月20日(金)午前 第60回委員会第1回会議

議事項目 1: 役員選出

Antonio de Aguiar 閣下(ブラジル)を第60回委員会議長に選出

Ms. Fatma Zahraa Hassan Abdelaziz Abdelkawy(エジプト)及び Ms. Sejla Durbuzovic(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)を第60回・61回委員会の副議長に選出

議長提案により、それぞれのグループの指名に基づいて、残る副議長は、第60回委員会の準備として開催されるビューロー会議に参加するよう招かれることで合意

委員会は、第60回・61回委員会の通報作業部の委員として中国を任命

議長の提案により、委員会は、通報作業部の委員としてそれぞれのグループの支持に基づいて委員会の4名の支持された委員が、通報作業部の手続きに完全に参画を認められることで合意

委員会は、アジア太平洋諸国と西欧及びその他の諸国によって指名されるさらに2名の副議長の選出を延期

以上